

# 富山県廃棄物処理計画

## (とやま廃棄物プラン)

～富山県らしい循環型社会づくりを目指して～

平成 28 年 9 月

富 山 県



# 目 次

## 第1章 総論

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の対象とする廃棄物 .....	3

## 第2章 廃棄物の現状と将来予測

第1節 本県の地域特性 .....	4
第2節 廃棄物の現状 .....	5
1 廃棄物の排出及び処理の状況 .....	5
(1) 一般廃棄物の状況 .....	5
(2) 産業廃棄物の状況 .....	9
2 廃棄物処理施設の状況 .....	17
(1) 一般廃棄物処理施設の状況 .....	17
(2) 産業廃棄物処理施設などの状況 .....	20
3 廃棄物の不適正処理の状況 .....	22
第3節 廃棄物排出量などの将来予測 .....	23
第4節 これまでの取組の評価 .....	24
1 第2期計画における減量化などの目標設定 .....	24
2 一般廃棄物の目標達成状況 .....	24
3 産業廃棄物の目標達成状況 .....	25

## 第3章 本県が取り組むべき循環型社会づくりへの課題

第1節 廃棄物の排出抑制・再使用に関する課題 .....	26
1 一般廃棄物の課題 .....	26
2 産業廃棄物の課題 .....	26
第2節 廃棄物の再生利用に関する課題 .....	26
1 一般廃棄物の課題 .....	26
2 産業廃棄物の課題 .....	27
第3節 廃棄物の適正処理に関する課題 .....	27
1 一般廃棄物の課題 .....	27
2 産業廃棄物の課題 .....	27
3 不適正処理の未然防止 .....	28
4 海岸漂着物への対応 .....	28
5 災害廃棄物への対応 .....	28
第4節 地域に貢献する優良な廃棄物処理業者の育成 .....	28
第5節 廃棄物分野における温室効果ガス排出削減に関する課題 .....	28

## 第4章 計画の目指す姿と施策の方向性

第1節 本県の目指すべき循環型社会の姿 .....	29
1 富山県の将来像 .....	29
2 施策の基本的方向性 .....	29
第2節 計画の目標 .....	30
1 一般廃棄物の目標 .....	30
2 産業廃棄物の目標 .....	31

## 第5章 富山県らしい循環型社会づくりのための推進施策

第1節 循環型社会の実現に向けた3Rの推進 .....	32
1 廃棄物の排出抑制・再使用の推進 .....	32
2 廃棄物の再生利用の推進 .....	33
3 資源効率性を意識した企業活動の推進 .....	34
第2節 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進 .....	35
1 廃棄物の適正な処理体制の整備の推進 .....	35
2 不適正処理防止対策の推進 .....	36
3 災害廃棄物対策の推進 .....	36
第3節 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進 .....	38
1 富山の地域性を活かした地域循環圏の形成 .....	38
2 各主体が連携・協働した3Rの取組や県民運動の推進 .....	38
第4節 環境産業の創出と人材育成 .....	39
1 次世代環境産業の創出 .....	39
2 環境産業を担う人材の育成 .....	39
第5節 低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進 .....	40
推進施策の体系 .....	41

## 第6章 各主体の役割

1 県民の役割 .....	43
2 事業者の役割 .....	43
3 民間団体などの役割 .....	44
4 行政の役割 .....	44

## 第7章 計画の推進

1 推進体制の整備 .....	45
2 計画の進行管理 .....	45

# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨

富山県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観や蜃気楼がみられる神秘の海富山湾、さらには本州一の植生自然度を誇る森林、名水百選に全国最多の8か所が選定される清らかな水環境など、豊かな自然環境に恵まれています。私たちは、これらの素晴らしい環境を守り育て、県民の大切な財産として、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

現在、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題から、自然の改変、大気・水・土壌の汚染などの身近な問題、さらには廃棄物などによる環境負荷の増大に至るまで、私たちは様々な環境問題に直面しています。

特に廃棄物については、資源制約が顕在化しつつある現在、資源の消費を可能な限り抑制していくため、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクル、適正な処理の確保などを進め、「循環型社会」を形成していくことが急務となっています。

こうしたなか、本県では、循環型社会の実現に向け、廃棄物の排出抑制、循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収をいいます。）及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年3月に「富山県廃棄物処理計画」（とやま廃棄物プラン）を策定、24年3月にはこれを改定し（改定後の計画を以下「第2期計画」といいます。）、各種施策に積極的に取り組んできました。特に、全国初となる県全域でのレジ袋の無料配布廃止については、26年度のマイバッグ持参率が全国一の95%を維持するなど大きな成果をあげているほか、この取組に資源回収や低炭素化等を加えた「とやまエコ・ストア制度<sup>1</sup>」を25年度にスタートさせるなど、県民総参加の取組を進めています。また、全国に先駆けて開始した使用済小型家電リサイクルの取組は、小型家電リサイクル法の制定の契機となり、日本全国に普及するに至っています。さらに、事業者に対しても、廃棄物減量化の各種講習会の開催やマニュアルの策定など、産業廃棄物の3R（廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用）活動を支援してまいりました。

この結果、県民1人当たりのごみの排出量や産業廃棄物の最終処分量が減少するなど、一定の成果が見られたところです。

しかしながら、第2期計画の目標の達成状況としては、廃棄物の再生利用率（リサイクル率）が伸び悩んでいることなどの課題が残されています。また、国において第3次循環型社会形成推進基本計画が策定されたほか、「水銀に関する水俣条約」が採択されるなど、廃棄物を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理をより一層推進するとともに、地球温暖化や災害廃棄物などの課題にも対応するため、「第3期富山県廃棄物処理計画」（以下「第3期計画」といいます。）を策定し、これらの歩みを止めることなく、今後とも県民、事業者、行政等が一体となって循環型社会づくりに向けた取組を進めてまいります。

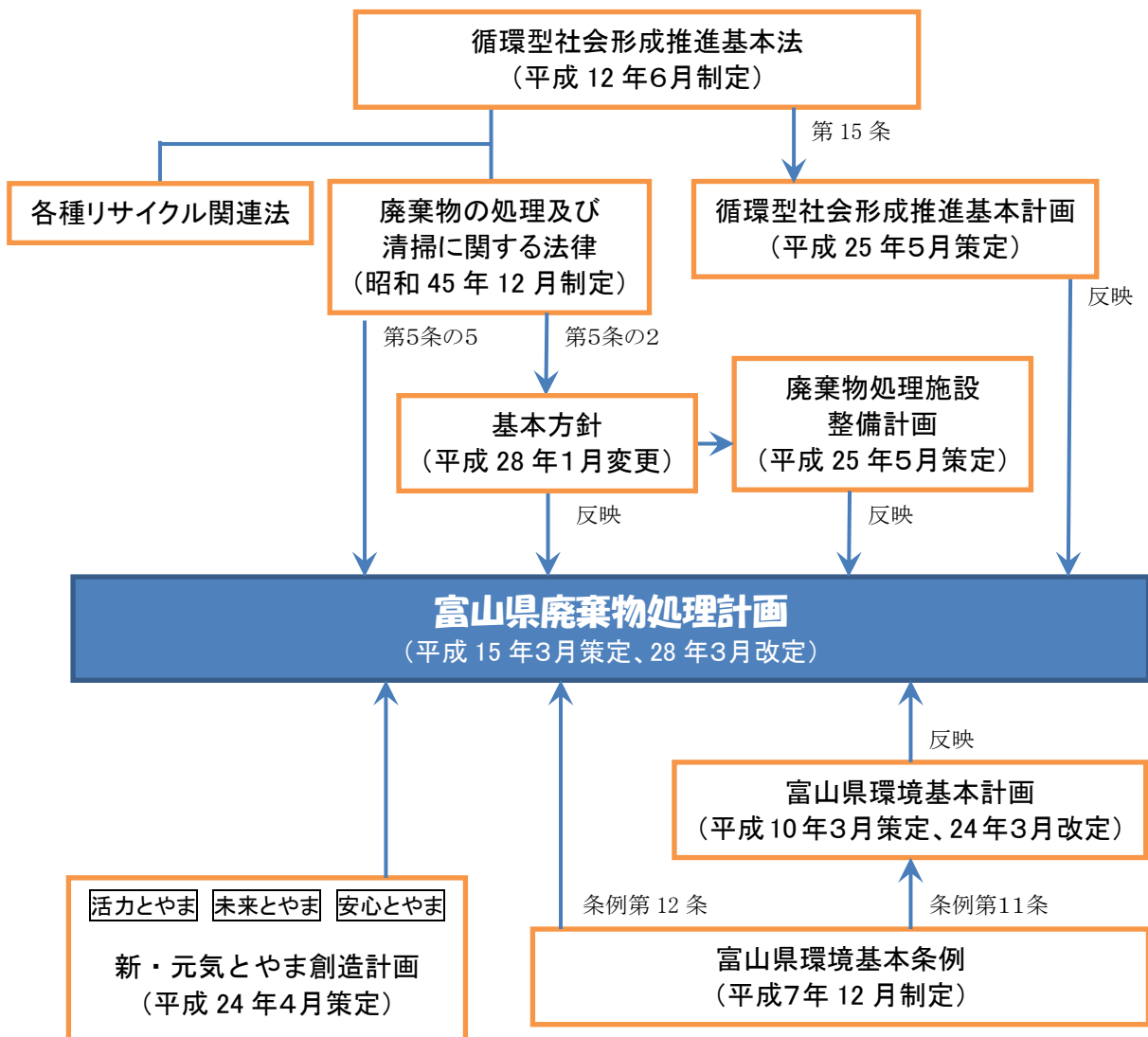
<sup>1</sup> エコライフの取組を推進するため、事業者がレジ袋の無料配布廃止、資源物の回収、適切な店舗温度設定等の環境配慮行動に積極的に取り組み、県民はその事業者の取組に協力する制度。

## 2 計画の位置付け

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、国の基本方針<sup>2</sup>に沿って、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定します。

また、この計画は、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）や各種リサイクル関係法令の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、「富山県総合計画（新・元気とやま創造計画）」（24 年 4 月策定）の政策の柱である「安心とやま（健康で安全・安心な暮らしづくり）」を環境面から実現するための部門別計画の一つであるとともに、「富山県環境基本条例」（平成 7 年条例第 46 号）に基づく「富山県環境基本計画」（10 年 3 月策定、24 年 3 月改定）の個別計画の一つとして位置付けます。



<sup>2</sup> 廃棄物処理法第 5 条の 2 に規定される「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年環境省告示第 34 号、平成 28 年 1 月変更）。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の経済社会情勢の変化、廃棄物処理法その他の制度の改正などにより、計画期間内にあっても、適宜、必要な見直しを行うこととします。

### 4 計画の対象とする廃棄物

この計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法で定める一般廃棄物であるごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどの生活系ごみ及び事業系ごみ）及び産業廃棄物とします。

なお、生活排水については、その排出及び処理の形態が他の廃棄物とは異なるため、「富山県全県域下水道化構想 2012」（24 年 6 月策定）や市町村（以下、特に記載のない限り「一部事務組合」を含みます。）の生活排水処理基本計画により、適正な処理を推進することとします。

## 第2章 廃棄物の現状と将来予測

### 第1節 本県の地域特性

本県の人口構造は、少子高齢化が全国的にみて進行しており、総人口は、平成10年1月の112万7千人から減少に転じ、27年10月現在は106万4千人となっています。年齢別構成比は、15歳未満の年少人口構成比が10年の14.4%から27年の12.3%に、15歳から64歳の生産年齢人口構成比が10年の65.8%から27年の57.1%に減少する一方、65歳以上の老年人口構成比が10年の19.7%から27年の30.6%に増加し、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

一方、本県の持ち家比率は78.3%（22年国勢調査）と極めて高い（全国1位）こともあり、世帯数は、10年の35万1千世帯から、26年10月現在では39万5千世帯となり、人口とは逆に増加しています。

また、本県の産業は、豊富で低廉な電力供給の下に、化学、電炉、機械、紡績など大手企業の立地が進み、また、家庭配置薬業（越中売薬）をルーツとする医薬品製造業が容器、包装、機械、印刷等の関連産業の発展を促し、高岡銅器の高度な鑄造技術や金型技術を基礎に、一般機械、金属製品、非鉄金属、プラスチック等の産業が発展するなど、高い技術を誇る裾野の広い産業集積を形成しています。さらに、近年では、先端技術産業や情報産業など新たな産業の集積が進むとともに、バイオテクノロジーや深層水等の地域の産業資源を有効に活用した産業への取組も積極的に展開されています。

このため、本県の産業構造は、第2次産業の割合が高く（産業別総生産構成比（25年）：富山県 32.9%、全国 24.4%）、アルミなどの金属製品、医薬品などの化学、電子部品・デバイス、機械工業を中心に、日本海側屈指の工業集積（県民1人当たりの製造品出荷額等（25年）：富山県 310万円、全国 229万円）を形成しているほか、こうした状況を背景に、全国有数の廃棄物処理業者等が成長してきています。

また、本県の交通網は、市町村間を連絡する幹線道路などの整備が着実に進められており、県の中心部から各県境まで、概ね1時間以内で到達できる「コンパクトな県」となっています。

一方で、27年2月の能越自動車道七尾氷見道路の開通や同年3月の北陸新幹線の開業などの公共交通の整備のほか、大型商業施設の開業などによって、今後、周辺地域や首都圏との交流が増え、人や物の往来がますます活発になると考えられます。

このような地域特性の変化は、廃棄物の排出量や取扱量などの今後の動向に少なからず影響を及ぼすと考えられます。



## 第2節 廃棄物の現状

### 1 廃棄物の排出及び処理の状況

#### (1) 一般廃棄物の状況

##### ア 排出の状況

ごみの排出状況については、図2-1のとおり、25年度の総排出量が386千tであり、その推移は、19年度から22年度にかけて減少し、それ以降はほぼ横ばいになっています。また、排出形態別の割合については、変動はあるものの、おおむね生活系が7割、事業系が3割で推移しており、25年度は、生活系ごみの排出量が280千t、事業系ごみが106千tとなっています。

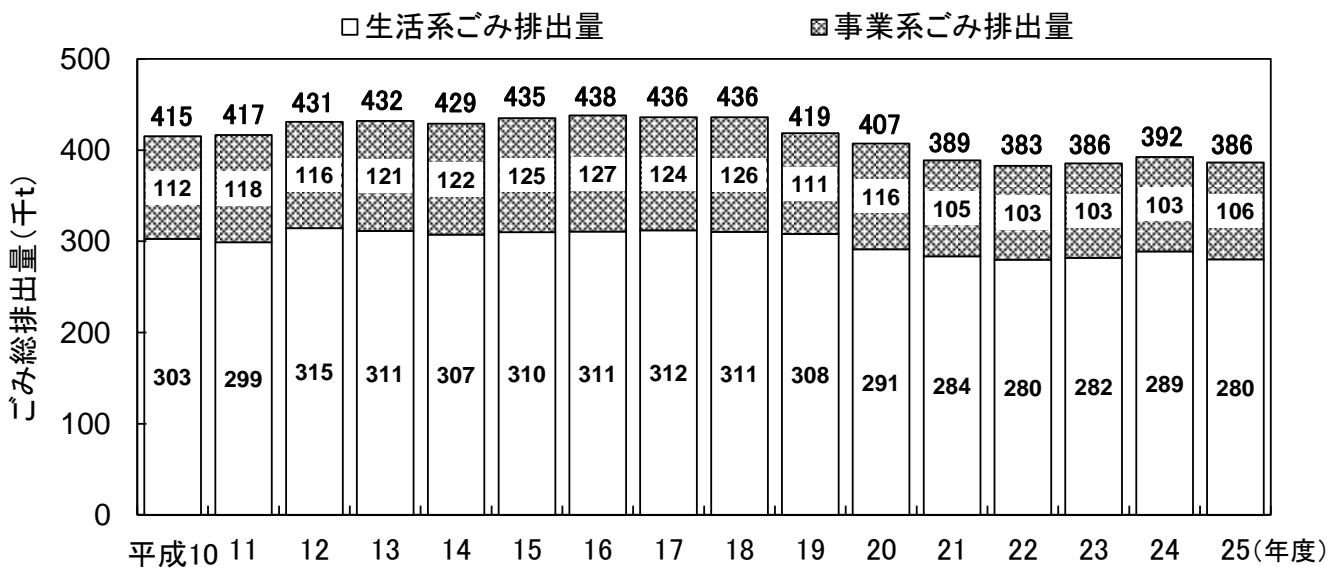


図2-1 ごみ総排出量の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

1人1日当たりのごみ排出量については、図2-2のとおり、10年度以降、全国平均よりも少ない排出量で推移してきましたが、24年度以降は、全国平均を上回っています。

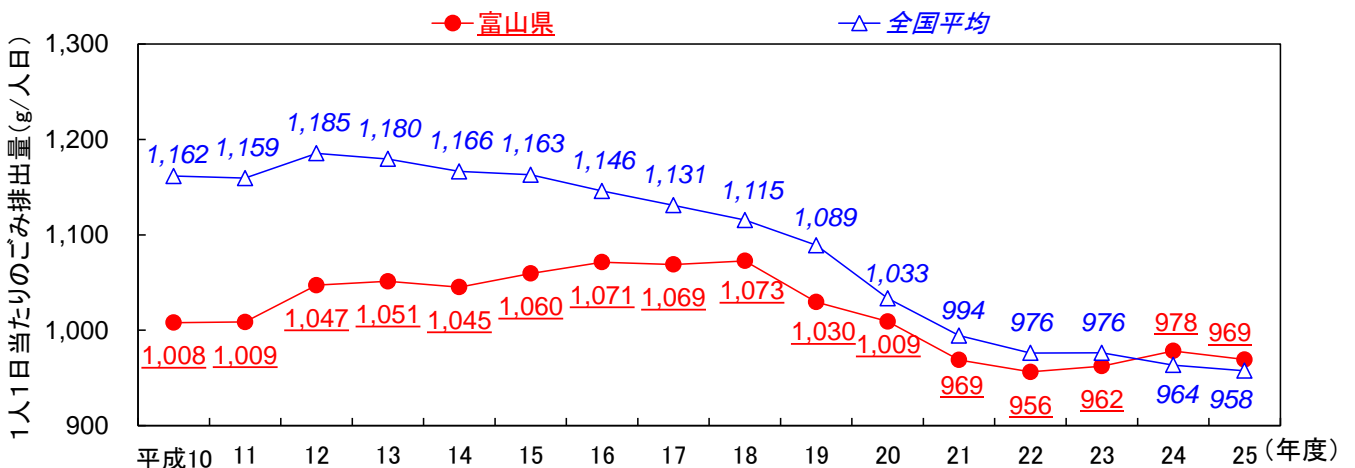


図2-2 1人1日当たりのごみ排出量の推移

## イ 処理の状況

25年度におけるごみ処理の状況については、図2-3のとおり、再生利用されたもの（総資源化量）が71千t（ごみ総処理量<sup>3</sup>と集団回収量の合計の18.4%）、最終処分されたものが37千t（同9.6%）でした。

再生利用率については、図2-4のとおり、21年度以降低下傾向にあります。特に24年10月からは南砺リサイクルセンターのごみ固形燃料化（RDF化）施設が休止したことが大きな要因となり、全国平均よりも低くなったものと考えられます。

また、最終処分量については、廃プラスチック類の直接埋立を極力抑えたことや使用済小型家電のリサイクルなどが進んだことにより、図2-5のとおり、減少傾向となっています。

なお、1人1日当たりの最終処分量については、図2-6のとおり、全国平均よりやや少ない量で推移しています。

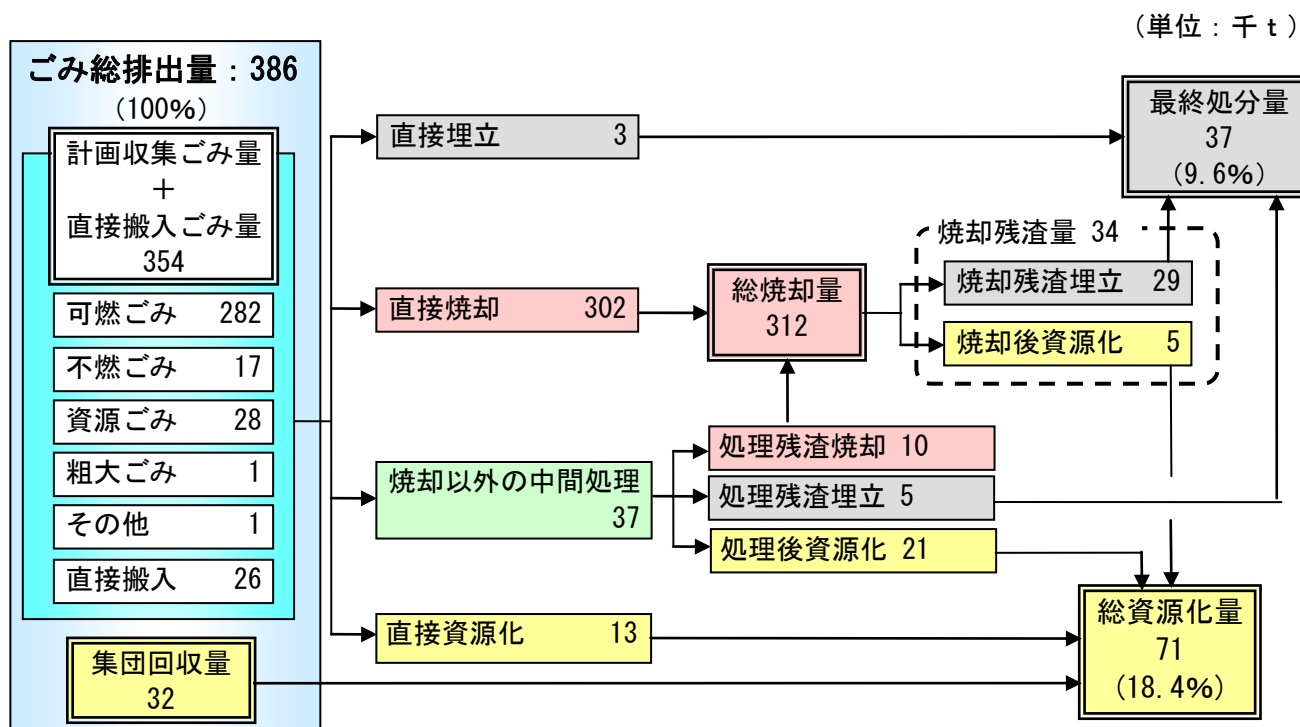


図2-3 ごみ処理状況 (25年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

<sup>3</sup> 直接埋立量、直接焼却量、焼却以外の中間処理量及び直接資源化量の合計値。25年度は355千tであった。

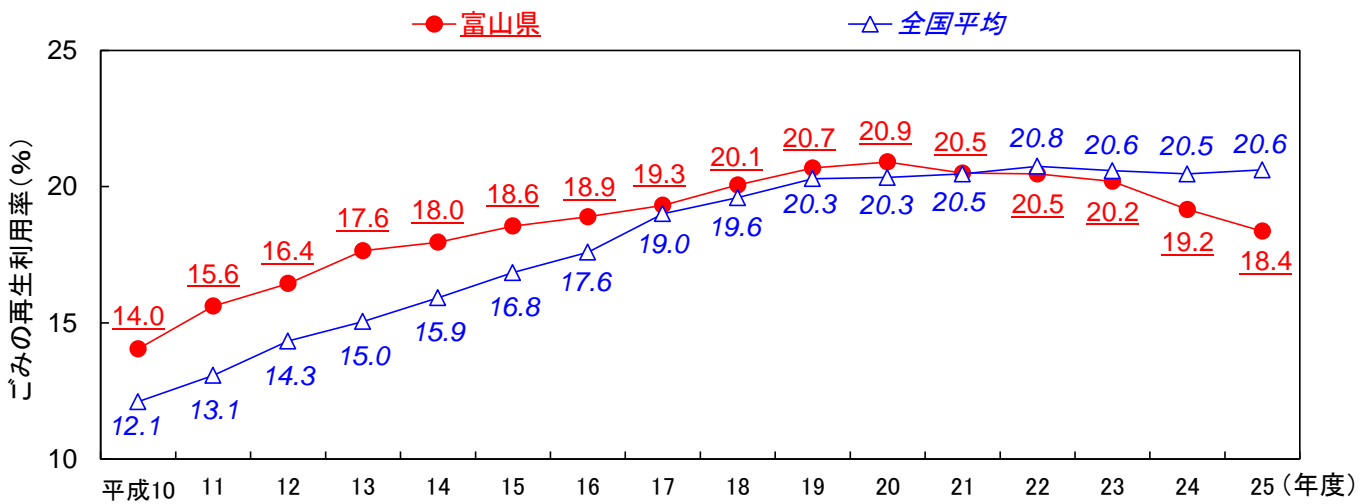


図 2-4 ごみの再生利用率の推移

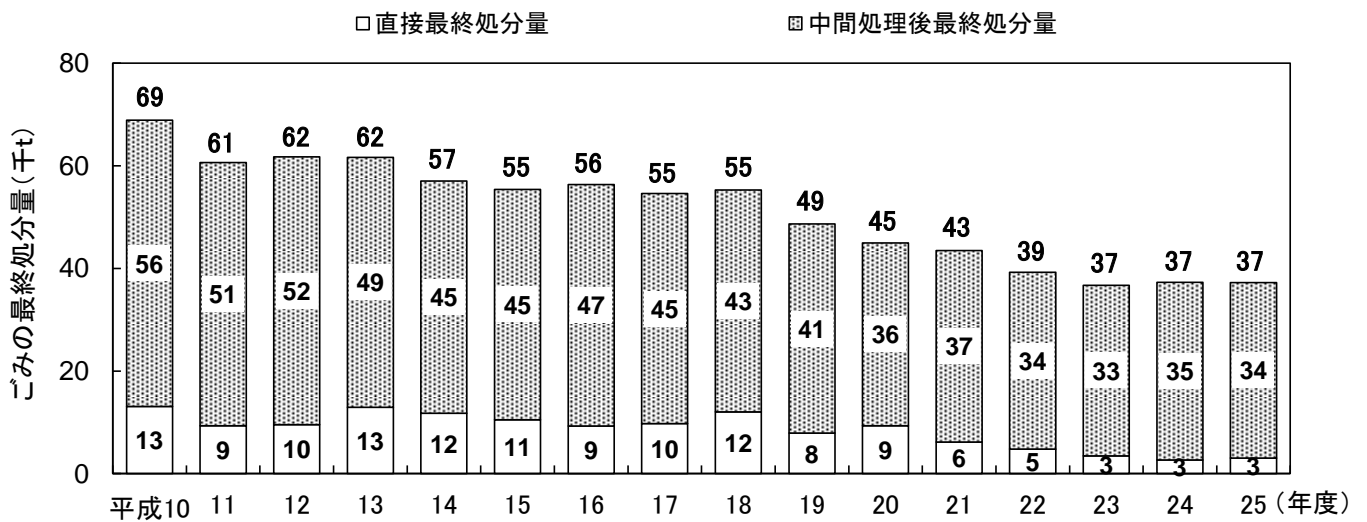


図 2-5 ごみの最終処分量の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

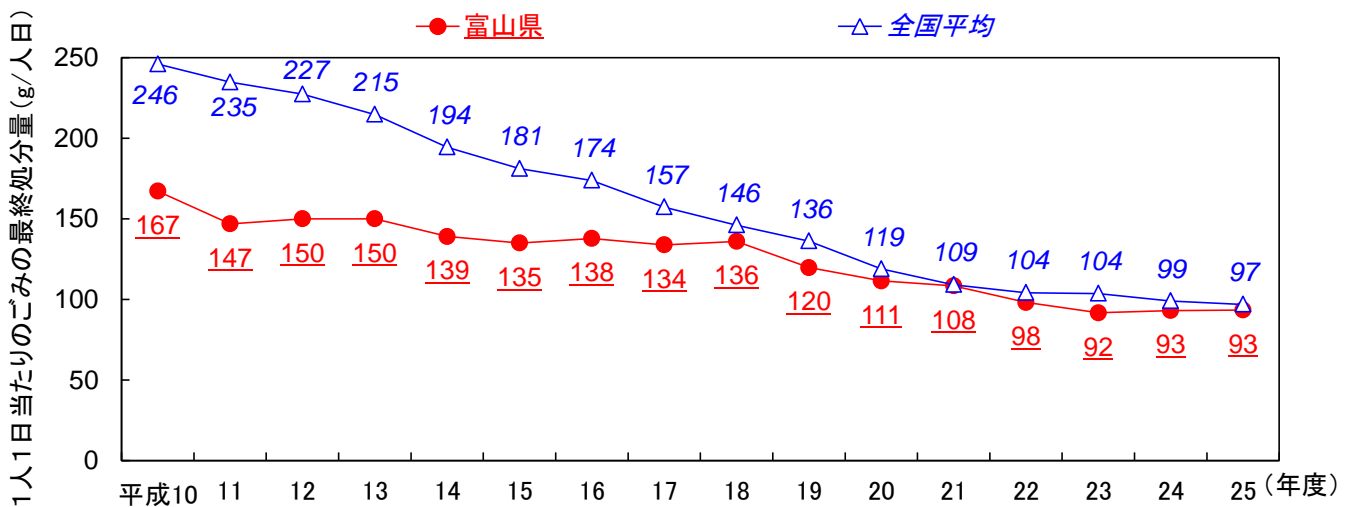


図 2-6 1人1日当たりのごみの最終処分量の推移

## ウ 一般廃棄物処分業者による資源化

これまで、ごみの排出及び処理の状況は、市町村の施設での処理実績を中心に取  
りまとめてきました。

しかし、近年、事業系ごみについては一般廃棄物処分業者によって資源化が行わ  
れるようになってきたため、その状況調査結果を含めたごみの排出及び処理の状況  
は表 2-1 のとおりです。25 年度は一般廃棄物処分業者による資源化量は総資源  
化量の約 3 割を占めています。

表 2-1 ごみの排出及び処理の状況（一般廃棄物処分業者による資源化量を含みます。）

年度	23 年度	24 年度	25 年度
ごみの総排出量 (千 t)	414 (386)	424 (392)	419 (386)
総資源化量 (千 t)	106 (78)	106 (75)	104 (71)
再生利用率 (%)	25.6 (20.2)	25.1 (19.2)	24.7 (18.4)

備考 ( ) は、一般廃棄物処分業者による資源化量を含まない数値です。

## エ 処理に係る経費

富山県における 1 人当たりのごみ処理に要する経費（処理施設の建設・改良に  
要する経費を除きます。）については、図 2-7 のとおり、増加傾向にあります  
が、全国平均より低くなっています。

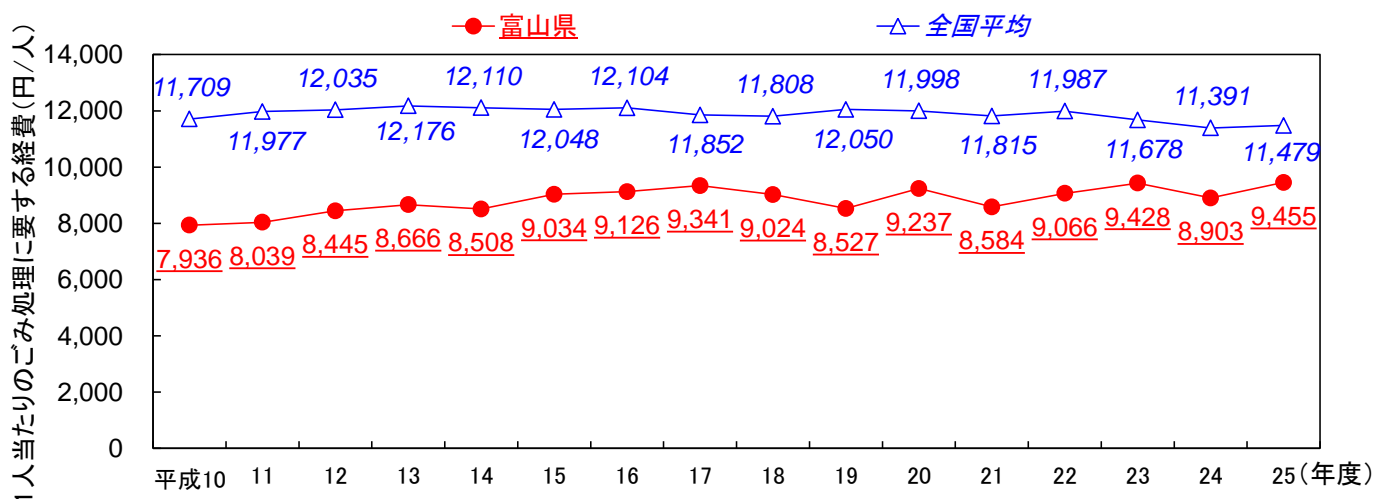


図 2-7 1 人当たりのごみ処理に要する経費の推移

## (2) 産業廃棄物の状況

### ア 排出の状況

#### (7) 排出量の概要

産業廃棄物の排出量の推移は、図 2-8 のとおり 25 年度は 4,733 千 t であり、その推移は、20 年度から 23 年度にかけて減少し、その後増加傾向にあります。

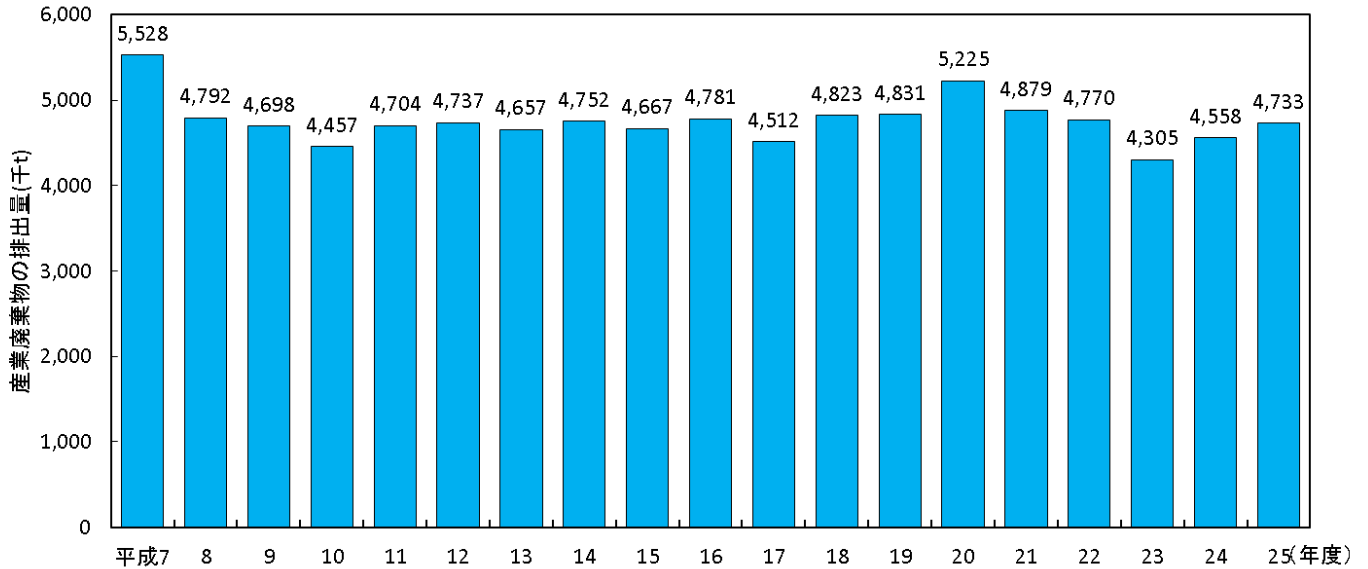


図 2-8 産業廃棄物の排出量の推移

#### (i) 種類別排出量

25 年度における産業廃棄物の種類別の排出量については、図 2-9 のとおり、汚泥が 3,002 千 t で最も多く、全体の 63.4% を占めています。次いで、がれき類が 882 千 t (18.6%)、動物のふん尿が 181 千 t (3.8%) の順となっており、この 3 種類で排出量全体の 85.8% を占めています。

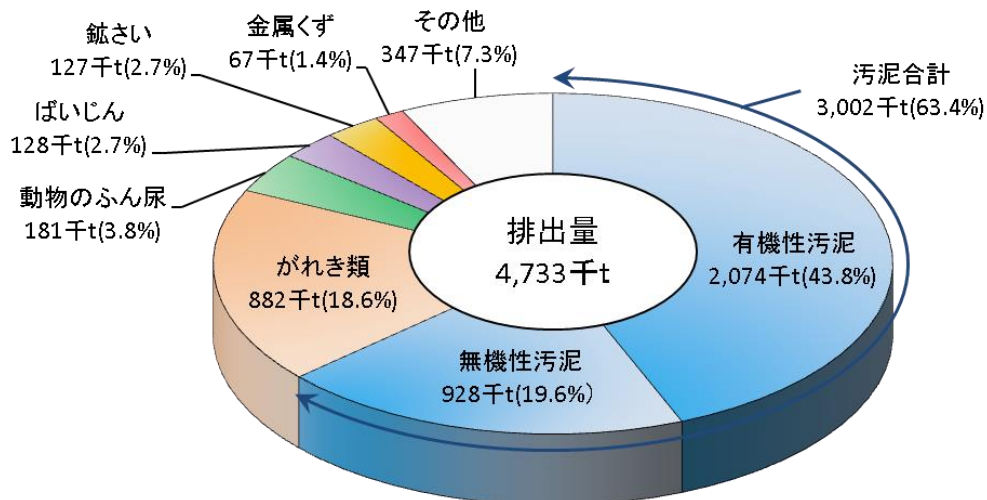


図 2-9 産業廃棄物の種類別排出量 (25 年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

## (ウ) 業種別排出量

25年度における業種別の排出量については、図2-10のとおり、製造業が2,136千tで最も多く、全体の45.1%を占めています。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業が1,245千t(26.3%)、建設業が986千t(20.8%)の順となっており、この3業種で排出量全体の約9割を占めています。

また、製造業の内訳をみると、最も多いパルプ・紙・紙加工品製造業が1,284千t(27.1%)と全業種の中でも最も多く、次いで窯業・土石製品製造業が170千t(3.6%)、鉄鋼業が156千t(3.3%)となっています。

なお、産業廃棄物の総排出量に占める排出量の多い排出事業者上位100社が占める排出量合計の割合は約8割となっています。

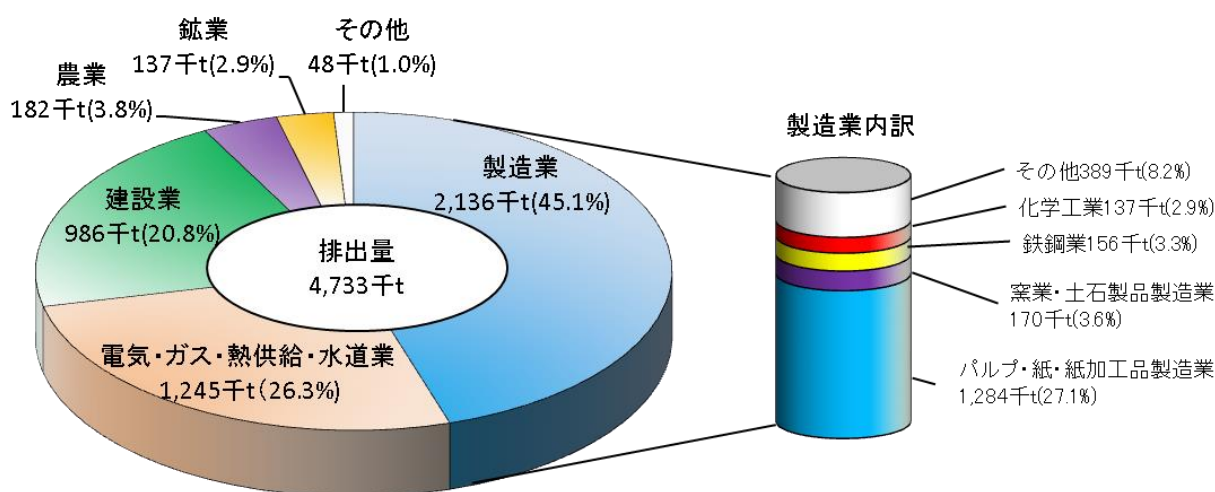


図2-10 産業廃棄物の業種別排出量 (25年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

## (イ) 地域別排出量

25年度における地域別の排出量については、図2-11のとおり、高岡・射水地域が2,881千tで最も多く、全体の60.9%を占めています。次いで、富山地域が1,129千t(23.8%)であり、製造業が集積している両地域で県全体の約8割を占めています。

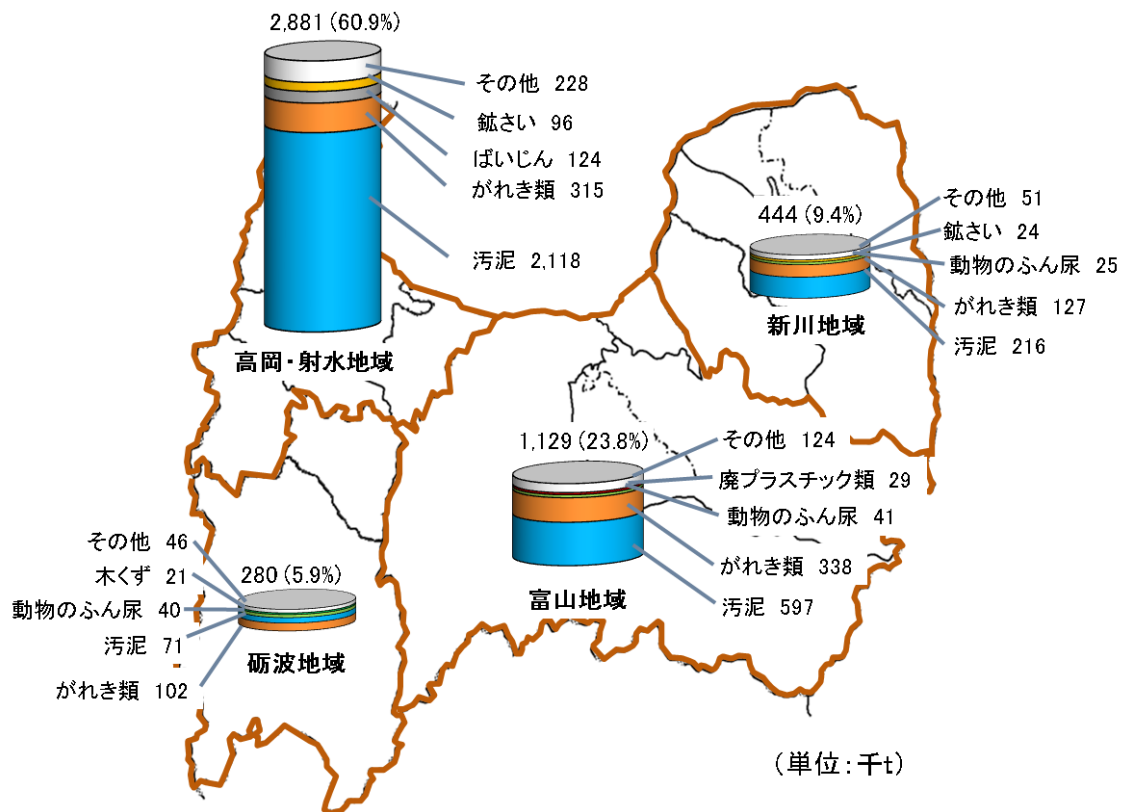


図2-11 産業廃棄物の地域別排出量 (25年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

#### (オ) 特別管理産業廃棄物<sup>4</sup>の状況

25年度における特別管理産業廃棄物の排出量については、図2-12のとおり、28千tであり、産業廃棄物排出量全体の0.59%でした。また、特別管理産業廃棄物を種類別にみると、引火性廃油が10千t(37.8%)と最も多く、次いで、腐食性廃酸が8千t(30.8%)、特定有害産業廃棄物が5千t(19.1%)の順となっており、この3種類で特別管理産業廃棄物全体の約8割を占めています。

なお、業種別では、製造業が23千t(82.0%)とほとんどを占めています。

また、25年度末における「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律第65号)に基づく高濃度PCB廃棄物などの保管や使用の状況については、表2-2のとおり、届出事業所数は972事業所となっています。保管中のPCB廃棄物としては、トランスが331台、コンデンサが5,297台など、使用中のPCB製品としては、トランスが68台、コンデンサが727台などとなっており、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北海道事業所で処理が進められています。

このほか、低濃度PCB廃棄物については、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で処理が行われています。

<sup>4</sup> 爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有する産業廃棄物。特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用される。

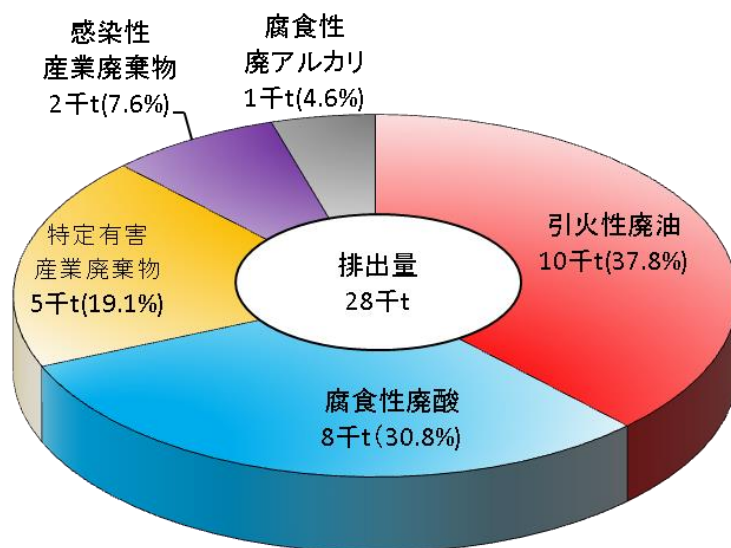


図 2-12 特別管理産業廃棄物の種類別排出量 (25年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

表 2-2 PCB特別措置法に基づく届出状況 (25年度)

区 分	保管中	使用中
事業所数	834	255
数 量		
高圧トランス [台]	303	67
低圧トランス [台]	28	1
高圧コンデンサ [台]	1,250	197
低圧コンデンサ [台]	4,047	530
柱上トランス [台]	27,033	2,800
安定器 [台]	35,418	1,112
P C B [kg]	268	0
P C B を含む油 [kg]	316,359	0
感圧複写紙 [kg]	980	0
ウエス [kg]	35,174	0
その他機器 [台]	3,115	2,179
汚泥 [kg]	32,486	0
その他 [L]	211,849	5,200

備考 届出事業所数は972事業所です。



## (カ) 多量排出事業者<sup>5</sup>の処理計画書などの提出状況

多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の処理に関する計画を策定し、富山県知事（富山市内の事業場の場合は富山市長）へ提出することとされています。

25 年度における処理計画書などの提出状況については、表 2-3 のとおり、製造業や建設業など 243 事業所から提出されました。

表 2-3 多量排出事業者の処理計画書などの提出状況（25 年度）

業種	提出事業所数						
	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		合計		
	県	富山市	県	富山市	県	富山市	総数
製造業	55	22	29	21	84	43	127
建設業	79	28	2	2	81	30	111
電気・ガス・水道業	19	5	0	0	19	5	24
その他	4	0	4	4	8	4	12
合計	157	55	35	27	192	82	274

備考 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の両方の計画書を提出した事業所が 31（県 20、富山市 11）あり、多量排出事業者となる事業所の総数は 243 事業所（県 172、富山市 71）です。

## イ 処理の状況

### (7) 処理の状況

25 年度における産業廃棄物の処理の状況については、図 2-13 のとおり、排出量 4,733 千 t のうち、減量化されたものが 2,927 千 t（排出量全体の 61.8%）、再生利用されたものが 1,617 千 t（同 34.2%）、最終処分されたものが 189 千 t（同 4.0%）でした。

処理状況の推移は、図 2-14 のとおり、25 年度の再生利用率は 34.2%、減量化率を合わせた減量化・再生利用率は 96.0%であり、第 2 期計画の基準年度である 19 年度からともに横ばいで推移しています。

また、最終処分量については、19 年度の 304 千 t から減少傾向で推移しています。

なお、事業場などから発生した不要物のうち、有償で売却又は自ら利用された有価物量は 195 千 t となっています。

<sup>5</sup> 前年度における産業廃棄物の年間排出量が 1,000 t 以上（特別管理産業廃棄物にあつては 50 t 以上）の事業場を設置する排出事業者。

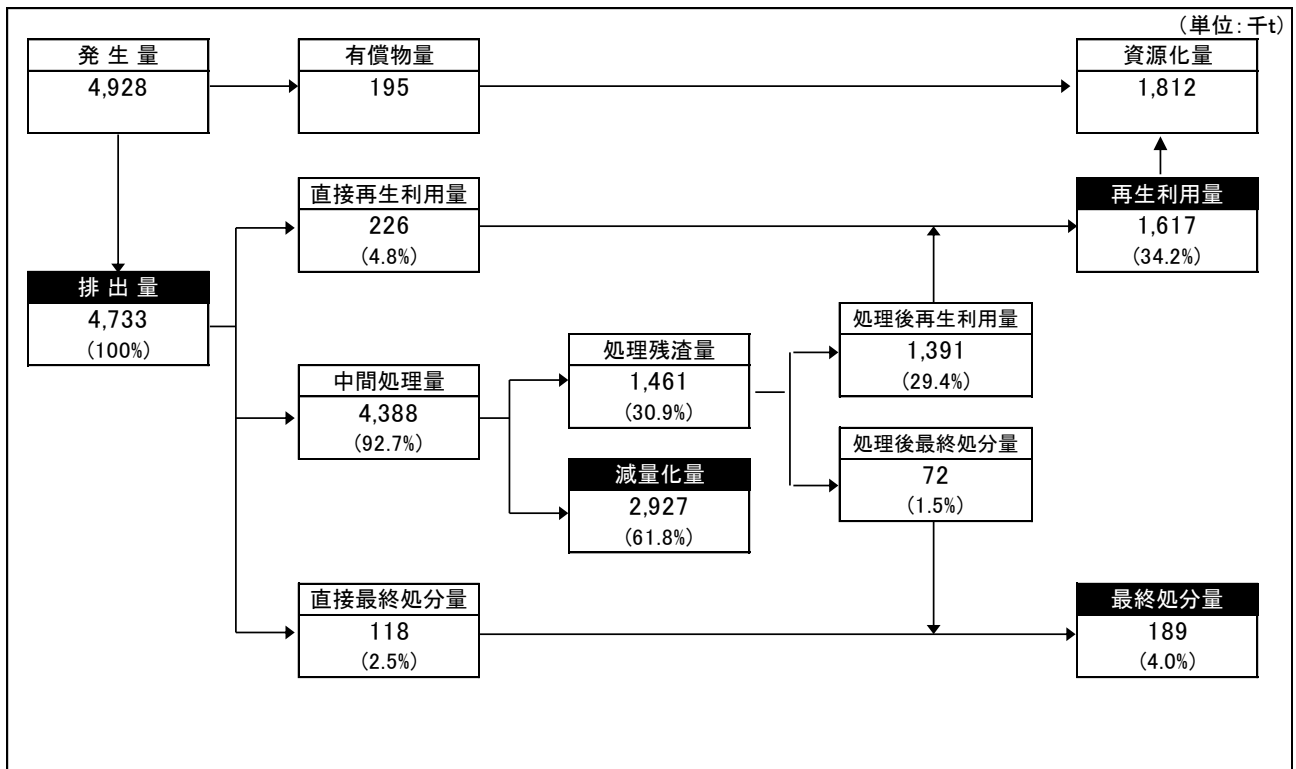


図 2-13 産業廃棄物の処理状況 (25 年度)

備考 ( )内の数値は排出量に対する割合を示しています。なお、四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

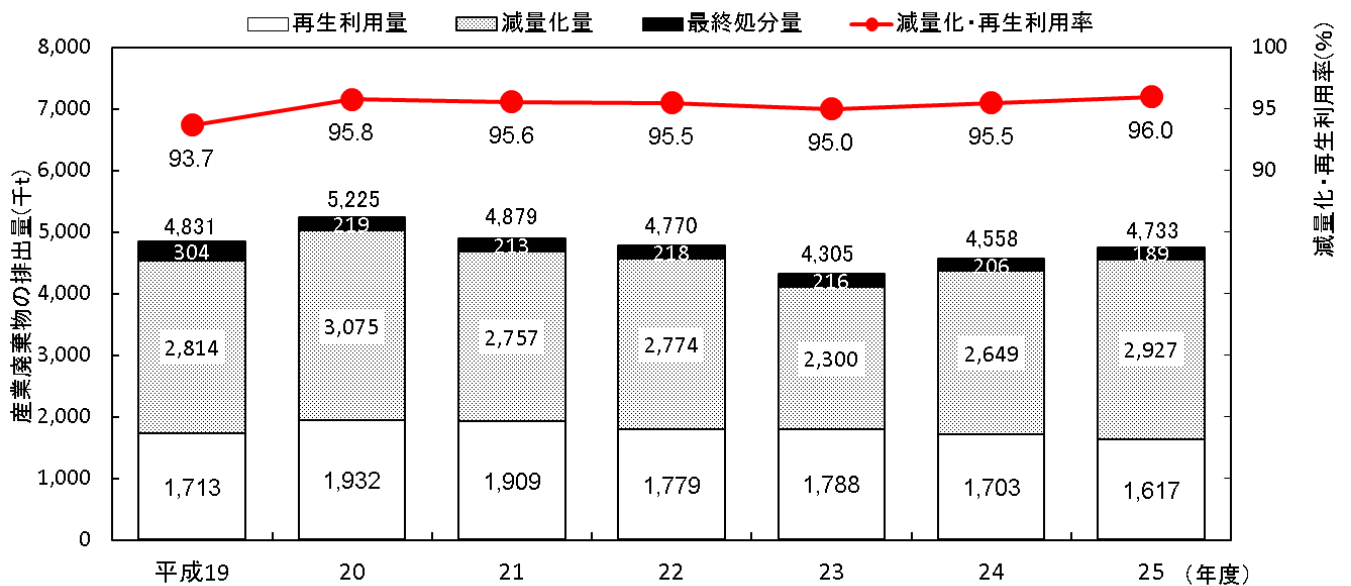


図 2-14 産業廃棄物の処理状況の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

#### (イ) 種類別の処理状況

25年度における種類別の処理状況については、図2-15のとおり、再生利用の割合が最も高い廃棄物のはがれき類の95.9%であり、また、最も低い廃棄物は汚泥の5.5%となっています。

また、最終処分の割合が最も高い廃棄物は燃え殻の83.8%であり、次いで、ばいじんの48.9%となっています。これらの割合は、全国における燃え殻及びばいじんの最終処分率（24年度調査結果で、それぞれ23.0%及び14.0%）よりも高い傾向にあります。

再生利用量の内訳については、図2-16のとおり、多い順に、はがれき類が846千t（52.3%）、動物のふん尿が150千t（9.3%）、汚泥が148千t（9.2%）となっており、この3種類で再生利用量全体の約7割を占めています。

また、最終処分量の内訳については、図2-17のとおり、多い順に、ばいじんが62千t（33.0%）、汚泥が29千t（15.5%）、はがれき類が23千t（12.4%）となっており、この3種類で最終処分量全体の約6割を占めています。

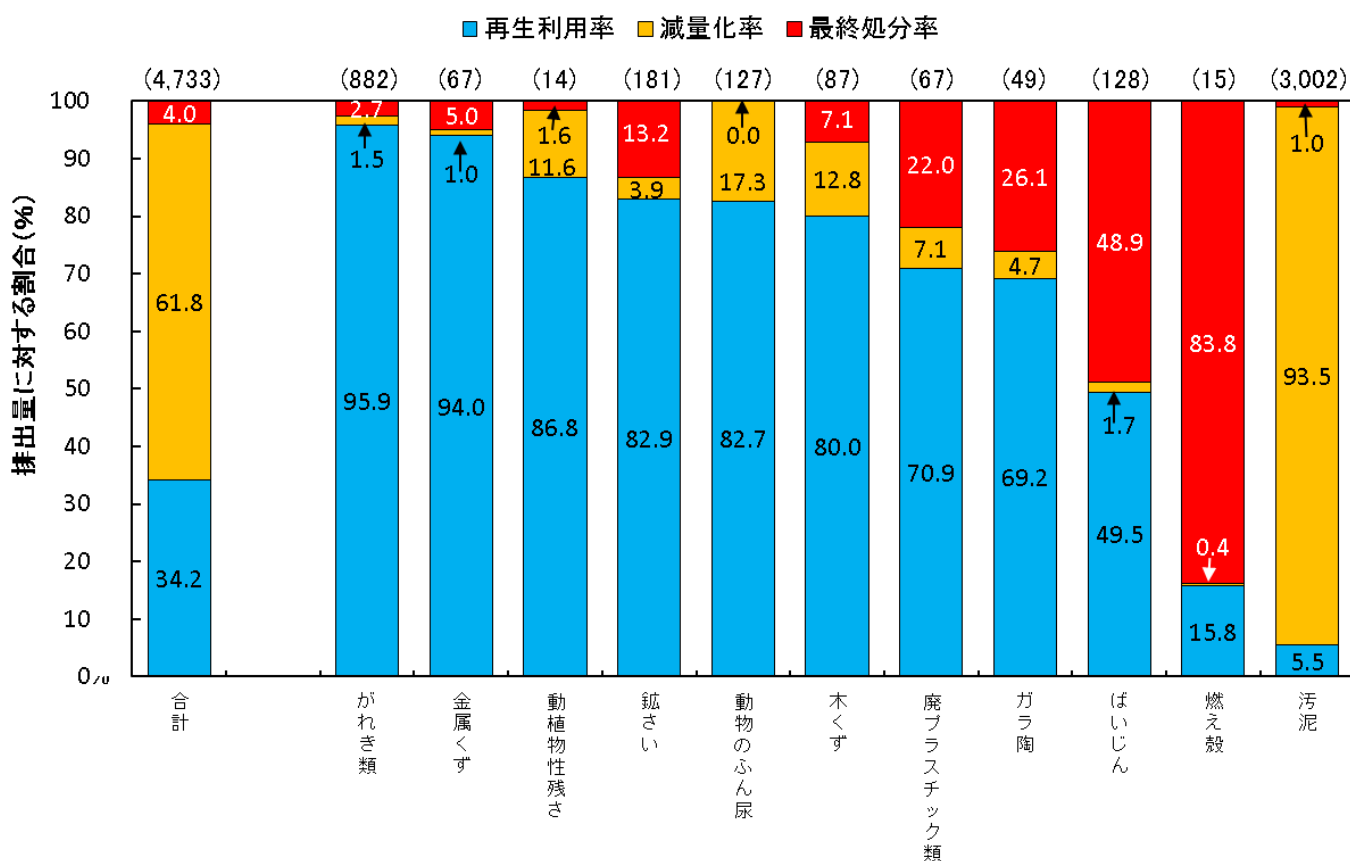


図2-15 主な産業廃棄物の種類別の処理状況（25年度）

備考 ( )内の数値は、各項目の排出量(千t)を示しています。なお、四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

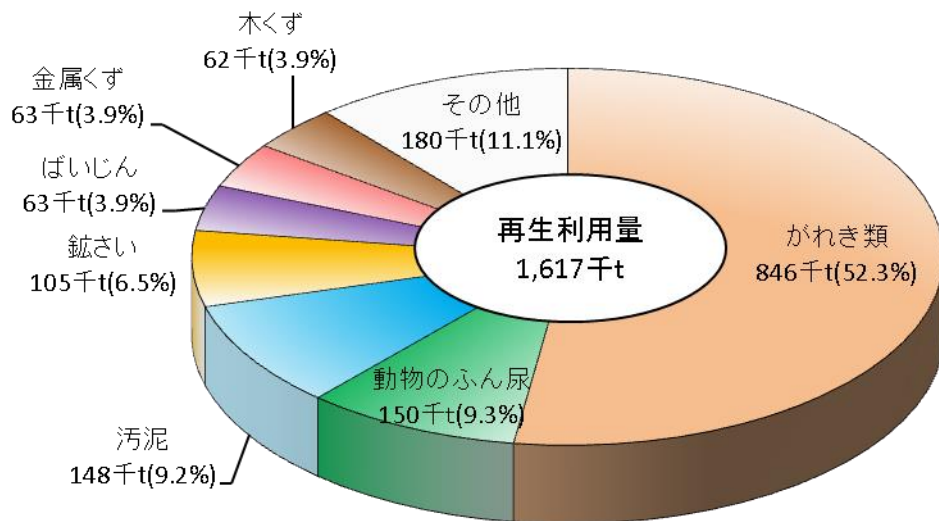


図 2-16 産業廃棄物の再生利用量 (25 年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

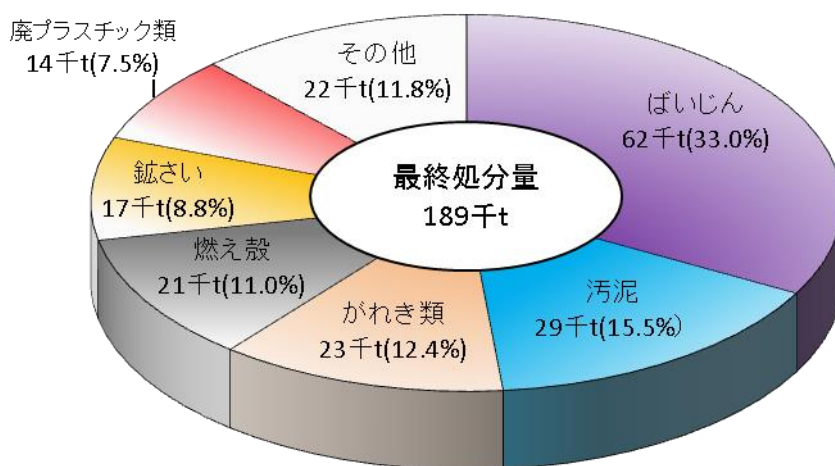


図 2-17 産業廃棄物の最終処分量 (25 年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

#### (ウ) 県外からの産業廃棄物の搬入・処理状況

25 年度における県外から県内の処理業者に搬入された産業廃棄物の量は、表 2-4 のとおり、492 千 t であり、種類別では、廃プラスチック類が 140 千 t と最も多く、次いで汚泥が 116 千 t、がれき類が 56 千 t、鉞さいが 37 千 t の順となっており、この 4 種類で全体の約 7 割を占めています。

また、これらの処理の状況については、図 2-18 のとおり、県内での中間処理による減量化量が 63 千 t (排出量全体の 12.8%)、処理後の再生利用量が 212 千 t (同 43.1%)、最終処分量が 212 千 t (同 43.1%) となっています。

表 2-4 主な産業廃棄物の搬入状況（25 年度）

種類	搬入量 [千 t]	種類	搬入量 [千 t]
廃プラスチック類	140	ばいじん	14
汚泥	116	木くず	13
がれき類	56	その他	43
鉱さい	37	特別管理産業廃棄物	56
ガラス陶磁器くず	18	合計	492

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

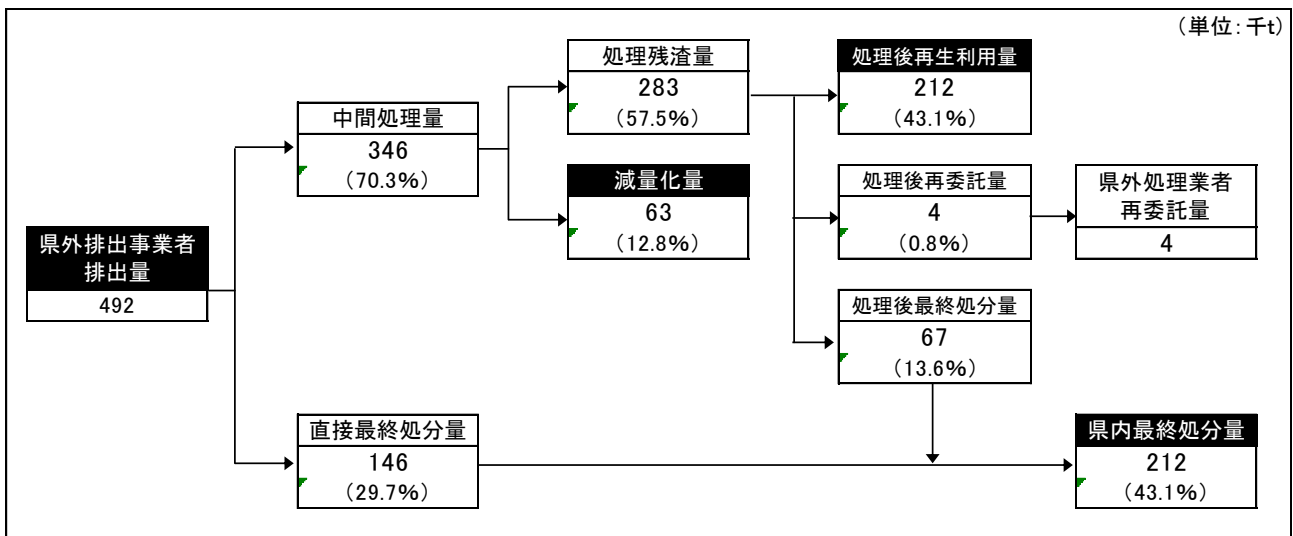


図 2-18 県外産業廃棄物の処理状況（25 年度）

備考 ( )内の数値は排出量に対する割合を示しています。なお、四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

## 2 廃棄物処理施設の状況

### (1) 一般廃棄物処理施設の状況

本県では、図 2-19 及び表 2-5～9 のとおり、5つのブロックで広域的な処理が行われており、全国トップクラスの広域的なごみ処理体制となっています。特に焼却施設は、全国最少の5施設となっており、このうち富山地区広域圏事務組合、高岡地区広域圏事務組合及び射水市の施設は、焼却に伴い発生する熱を利用した発電設備を併設しています。

また、25年度末における最終処分場の残余年数については、図 2-20 のとおり、22.8年であり、全国平均（19.3年）を上回っています。

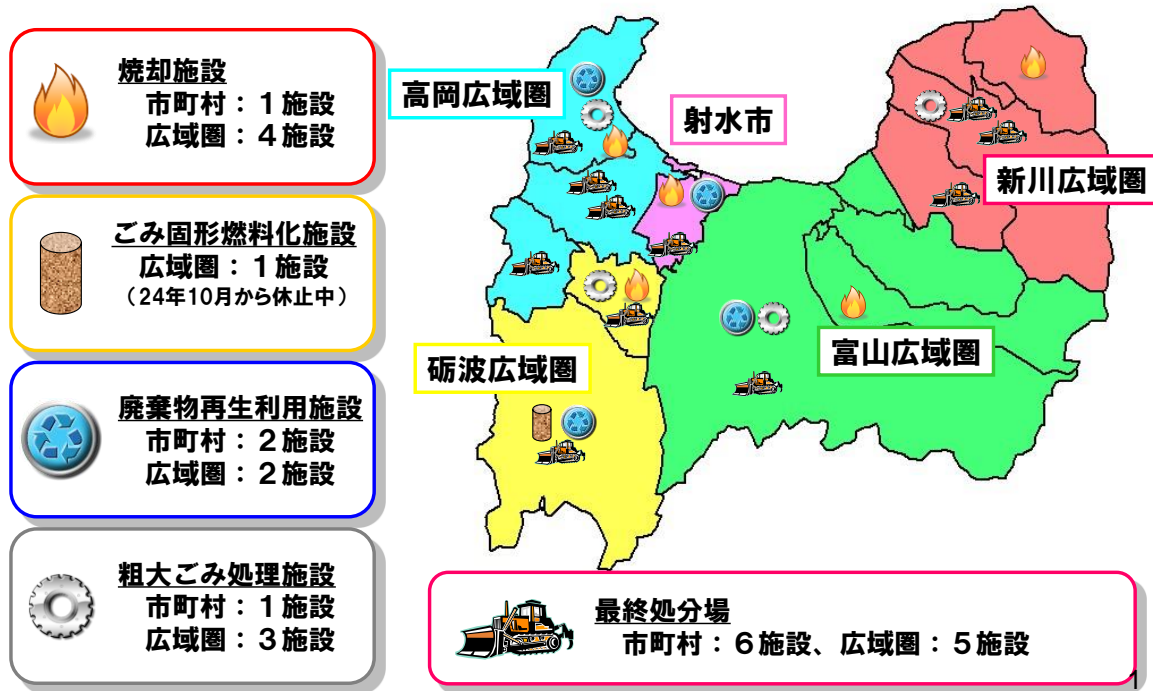


図 2-19 一般廃棄物処理施設の整備状況

表 2-5 焼却施設の整備状況

(27年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 [t/日]	発電能力 [kW]
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	クリーンセンター	全連続	810	20,000
高岡	高岡地区広域圏事務組合 (高岡市、氷見市、小矢部市)	高岡広域エコ・クリーンセンター	全連続	255	4,600
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	エコぽ〜と	准連続	174	—
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター となみ	全連続	73.2	—
—	射水市	クリーンピア射水	全連続	138	1,470
計		5施設	—	1,450.2	—

表 2-6 粗大ごみ処理施設の整備状況

(27年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 [t/日]
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	70
高岡	氷見市	氷見市不燃物処理センター	破碎・選別	20
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	宮沢清掃センター	破碎・選別・圧縮	40
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理プラント	破碎・選別	9
計		4施設		139

表 2-7 ごみ固形燃料化施設の整備状況

(27年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名 称	型 式	能 力 [t/日]
砺波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	固形燃料化	28

備考 24年10月から休止中です。

表 2-8 廃棄物再生利用施設の整備状況

(27年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名 称	型 式	能 力 [t/日]
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	40.6
高岡	氷見市	氷見市リサイクルプラザ	選別・圧縮	16
砺波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	選別・圧縮※	8
—	射水市	ミライクル館	破碎・選別・圧縮	8.74
計		4施設		73.3

備考 南砺リサイクルセンター(※)は、ごみ固形燃料化施設と併用しています。

表 2-9 一般廃棄物最終処分場の整備状況

(27年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名 称	全体面積 [m <sup>2</sup> ]	埋立地面積 [m <sup>2</sup> ]	埋立地容量 [m <sup>3</sup> ]	残余容量 [m <sup>3</sup> ]
富山	富山市	山本最終処分場	76,401	43,000	555,000	88,751
高岡	高岡市	不燃焼物処理場(B地区)	234,800※	25,000	259,000	12,900
		不燃焼物処理場(D地区)		12,900	115,000	95,600
	氷見市	不燃物処理センター	24,090	13,200	170,000	68,724
	小矢部市	不燃焼物処理場	23,900	17,900	135,000	82,594
新川	新川広域圏事務組合	新川一般廃棄物最終処分場	27,000	12,000	165,262	111,722
		宮沢清掃センター埋立地	31,558	20,990	216,200	1,001
		宮沢清掃センター新最終処分場	45,239	3,300	54,000	51,822
砺波	砺波広域圏事務組合	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場	77,651	10,500	57,000	21,922
		南砺リサイクルセンター埋立地	19,295	3,180	31,800	7,961
—	射水市	野手埋立処分所	71,000	22,900	280,000	67,053
計		11施設	630,934	200,770	2,150,262	610,050

備考 高岡市の不燃焼物処理場の全体面積(※)はA、B、C、D地区の合計です(A、C地区は埋立終了)。

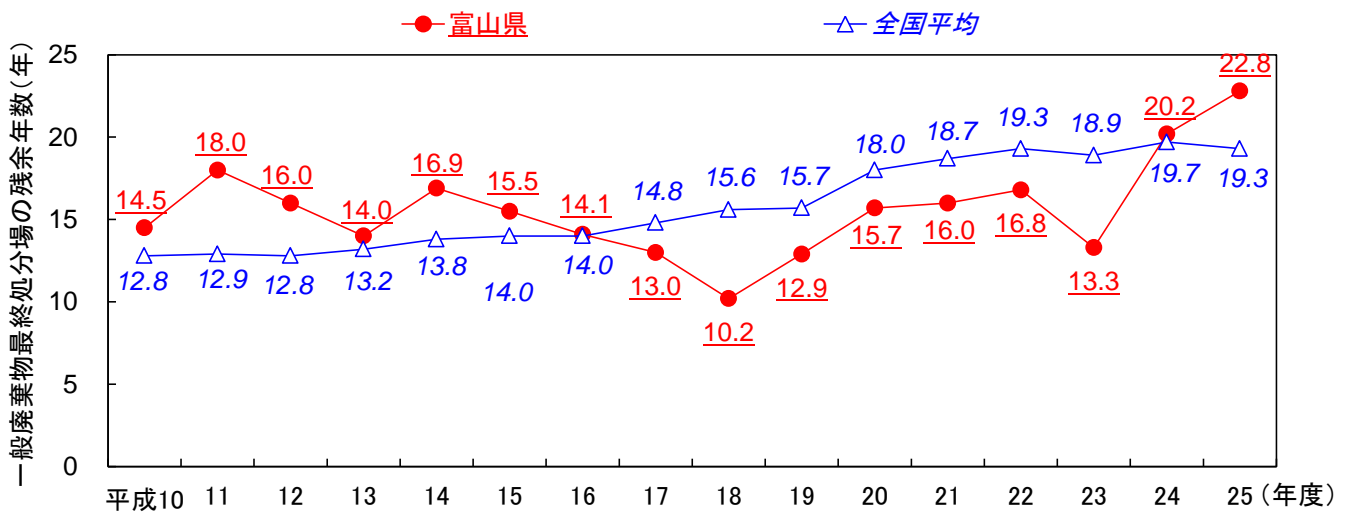


図 2-20 一般廃棄物最終処分場の残余年数の推移

## (2) 産業廃棄物処理施設などの状況

### ア 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設（廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理施設に限る。）の設置状況は、表 2-10 のとおり、464 施設が設置されており、種類別では、木くず又はがれき類の破砕施設が 264 施設と最も多く、次いで汚泥の脱水施設が 85 施設、廃プラスチック類の破砕施設が 58 施設となっています。

また、県内には、富山市エコタウン事業として整備されている自動車、木質系廃棄物、生ごみ・剪定枝といった様々な廃棄物のリサイクル施設や廃棄物からのエネルギー回収施設のほか、金属等の高度なりサイクル・回収施設などの処理施設が設置されています。

表 2-10 産業廃棄物中間処理施設の設置状況

(27 年 3 月 31 日現在)

施設区分	処理能力	施設数	施設区分	処理能力	施設数
汚泥の脱水施設	10m <sup>3</sup> /日を超える	66	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日を超える 火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上	2
		19			7
汚泥の乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日を超える	5	木くず又はがれき類の破砕施設	5 t/日を超える	144
		1			120
汚泥の焼却施設	5 m <sup>3</sup> /日を超える 200kg/時間以上 火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上	5	有害物質等のコンクリート 固化化施設	すべて	2
		4			1
廃油の油水分離施設	10m <sup>3</sup> /日を超える	3	シアン化合物の分解施設	すべて	0
		2			3
廃油の焼却施設	1 m <sup>3</sup> /日を超える 200kg/時間以上 火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上	1	廃 PCB 等の分解施設	すべて	0
		4			2
廃酸又は廃アルカリの 中和施設	50m <sup>3</sup> /日を超える	1	産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	200kg/時間以上 火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上	8
		1			5
廃プラスチック類の破砕 施設	5 t/日を超える	23	合 計		260
		35			204

備考 上段は県、下段は富山市の許可施設数を表しています。



## イ 最終処分場

25年度末における産業廃棄物の最終処分場の設置状況は、表2-11のとおり、排出事業者において9施設が設置されており、埋立容量は1,011千 $m^3$ 、その残余容量は398千 $m^3$ となっています。

また、処理業者において13施設が設置されており、埋立容量は管理型と安定型を合わせて11,868千 $m^3$ 、その残余容量は5,204千 $m^3$ となっています。

なお、最終処分場の残余年数については、埋立処分量の実績から推定すると、図2-21のとおり、15.0年であり、全国平均の13.9年（25年3月31日現在）を上回っています。

表2-11 産業廃棄物最終処分場の設置状況

（26年3月31日現在）

設置者	最終処分場の種類	施設数	容量 [m <sup>3</sup> ]	残余容量 [m <sup>3</sup> ]
排出事業者	管理型	9	1,011,433	397,901
	安定型	0	0	0
	小計	9	1,011,433	397,901
処理業者	管理型	6	10,558,281	4,658,063
	安定型	7	1,451,702	545,995
	小計	13	11,867,983	5,204,058
合計		22	12,879,416	5,601,959

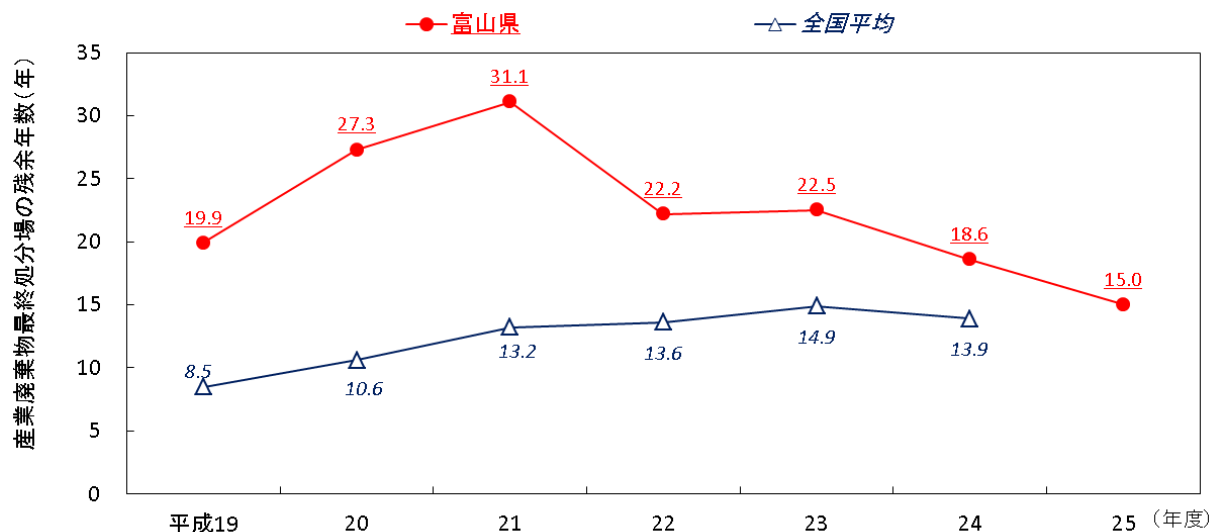


図2-21 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

## ウ 処理業者

産業廃棄物処理業の許可状況は、表2-12のとおり、収集運搬業が許可件数の大部分を占めています。

なお、許可件数は全体としては、年々増加傾向にあります。

表 2-12 産業廃棄物処理業の許可状況

(27年3月31日現在)

許可区分	収集及び運搬	中間処理	最終処分	合計
産業廃棄物	1,545	135	8	1,688
	164	73	4	241
特別管理 産業廃棄物	198	6	0	204
	55	4	0	59
合計	1,962	218	12	2,192

備考 上段は県、下段は富山市の許可件数を表しています。

### 3 廃棄物の不適正処理の状況

廃家電製品や建設廃材などの不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見受けられることから、その早期発見・未然防止を図るため、産業廃棄物監視指導員による継続的な監視パトロールを実施しています。

26年度における監視パトロールの実施状況は、表2-13のとおり、延べ171回のパトロールで10件の不適正処理事案を発見しています。不法投棄されていた廃棄物の内訳は、表2-14のとおりであり、これらについては、行為者が判明した場合はその者に対して適正処理を指導しているほか、行為者が不明な場合は市町村などと連携して原状回復を行っています。

また、22年度から26年度までに検挙された不適正処理事案の状況は、表2-15のとおりであり、悪質な違反者に対しては、関係機関と連携して厳正に対処しています。

表 2-13 産業廃棄物監視指導員によるパトロール結果

年度		22	23	24	25	26
パトロール回数		135	143	161	157	171
不適正処理事案の発見数		16	12	13	9	10
内 訳	不法投棄	14	10	13	9	10
	野外焼却	2	1	0	0	0
	不適正保管	0	1	0	0	0

備考 パトロールは、富山市を除く地域で実施した件数です。

表 2-14 不法投棄事案の廃棄物の内訳

年度		22	23	24	25	26
事案件数		14	10	13	9	10
廃 棄 物 の 内 訳	家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機）	4	3	5	4	2
	その他家電（上記以外）	5	1	4	1	8
	建設廃材（コンクリートくず、廃瓦など）	3	0	5	0	0
	自動車関係（廃自動車車体、廃タイヤ、廃バッテリーなど）	2	2	2	4	6
	家庭ごみ	4	3	6	3	8
	その他	9	5	7	1	1

備考 廃棄物の種類が複数の事案があり、内訳の合計は一致しません。

**表 2-15 不適正処理事案の検挙状況**

年度	22	23	24	25	26
検挙件数	81 (9)	66 (8)	66 (11)	45 (2)	40 (5)
検挙者数	104 (13)	84 (13)	82 (13)	53 (4)	44 (6)

備考 ( ) は産業廃棄物に係る数です。

### 第 3 節 廃棄物排出量などの将来予測

ごみの処理状況については、8 ページの表 2-1 のとおり、一般廃棄物処分業者による資源化量が総資源化量の約 3 割を占めています。

このため、一般廃棄物の将来予測については、一般廃棄物処分業者による資源化量を含めて行うこととし、排出量などの現状やこれまでの推移、将来の人口推計などを勘案すると、32 年度時点での状況は、表 2-16 のとおり、排出量は減少するものの、再生利用率と最終処分量は横ばいになると予測されます。

**表 2-16 一般廃棄物の現状と将来予測**

[単位：千 t]

区 分	現 状			将来予測
	23 年度	24 年度	25 年度	32 年度
排 出 量	414	424	419	388
再生利用量 (再生利用率)	106 (26%)	106 (25%)	104 (25%)	96 (25%)
最終処分量 (最終処分率)	37 (9%)	37 (9%)	37 (9%)	34 (9%)

一方、産業廃棄物については、排出量などの現状や、業種別の活動量指標（製造品出荷額等や従業員数など）の推移状況などから試算すると、32 年度時点での状況は、表 2-17 のとおり、排出量は 25 年度とほぼ横ばいとなるものの、再生利用率は 2 % 減少し、最終処分量は 4 % 程度増加すると予測されます。

**表 2-17 産業廃棄物の現状と将来予測**

[単位：千 t]

区 分	現 状			将来予測
	20 年度	24 年度	25 年度	32 年度
排 出 量	5,225	4,558	4,733	4,772
再生利用量 (再生利用率)	1,932 (37%)	1,703 (37%)	1,617 (34%)	1,545 (32%)
減 量 化 量 (減 量 化 率)	3,075 (59%)	2,649 (58%)	2,927 (62%)	3,027 (63%)
[減量化・再生利用率]	[96%]	[95%]	[96%]	[96%]
最終処分量 (最終処分率)	219 (4%)	206 (5%)	189 (4%)	196 (4%)

## 第4節 これまでの取組の評価

### 1 第2期計画における減量化などの目標設定

第2期計画では、一般廃棄物及び産業廃棄物について、19年度の状況を基準として、27年度での目標値を次のとおり設定し、各種施策を推進しています。

#### 一般廃棄物（目標年度：27年度）

	(19年度)		(27年度)
① 排出量を5%削減（19年度比）	419千t	→	398千t
② 再生利用量を21%から25%に増加	87千t	→	99千t
③ 最終処分量を22%削減（19年度比）	49千t	→	38千t

#### 産業廃棄物（目標年度：27年度）

	(19年度)		(27年度)
① 排出量の増加を1%に抑制（19年度比）	4,831千t	→	4,879千t
② 再生利用量を35%から40%に増加	1,713千t	→	1,952千t
③ 最終処分量を38%削減（19年度比）	304千t	→	187千t

### 2 一般廃棄物の目標達成状況

一般廃棄物の目標達成状況は、表2-18のとおりで、排出量及び最終処分量については着実に減少しており、目標達成が可能と考えられます。

一方、再生利用量については、基準年度から減少しており、目標達成は困難であると考えられます。

表2-18 一般廃棄物の目標達成状況

[単位：千t]

年 度	19年度 (基準)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	27年度 (目標)
排 出 量	419	386	392	386	398
再 生 利 用 量 (再生利用率)	87 (21%)	78 (20%)	75 (19%)	71 (18%)	99 (25%)
最 終 処 分 量 (最終処分量)	49 (12%)	37 (10%)	37 (10%)	37 (10%)	38 (10%)

備考 目標達成状況を評価するためには、基準、実績及び目標の数値の算出方法が同じである必要があるため、この表では一般廃棄物処分業者による再生利用量を含めていません。

### 3 産業廃棄物の目標達成状況

産業廃棄物の目標達成状況については、表2-19のとおり、排出量は基準年度から減少しており、また、減量化・再生利用率は着実に増加しており、ともに目標達成が可能と考えられます。

一方、再生利用量（再生利用率）は伸び悩んでおり、達成が困難と考えられます。また、最終処分量については、徐々に減少してきており、達成できる見込みです。

表2-19 産業廃棄物の目標達成状況

[単位：千t]

年 度	19年度 (基準)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	27年度 (目標)
排 出 量	4,831	4,305	4,558	4,733	4,879
再 生 利 用 量 (再生利用率)	1,713 (35%)	1,788 (42%)	1,703 (37%)	1,617 (34%)	1,952 (40%)
減 量 化 量 (減 量 化 率)	2,814 (58%)	2,300 (53%)	2,649 (58%)	2,927 (62%)	2,740 (56%)
[減量化・再生利用率]	(94%)	(95%)	(95%)	(96%)	(96%)
最 終 処 分 量 (最終処分量)	304 (6%)	216 (5%)	206 (5%)	189 (4%)	187 (4%)

## 第3章 本県が取り組むべき循環型社会づくりへの課題

### 第1節 廃棄物の排出抑制・再使用に関する課題

#### 1 一般廃棄物の課題

ごみ総排出量は目標を達成していますが、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均を上回っています。

このため、家庭については食べ残し、食材の過剰除去などの食品ロスの削減や、マイバッグ持参の定着化など環境に配慮したライフスタイルへ、事業者については環境マネジメントシステムの導入など環境に配慮した事業活動へ転換を行うなど、廃棄物の排出抑制の取組をより一層推進する必要があります。

また、繰り返し使うことができるリターナブル瓶など、再使用が可能なものが家庭からのごみとして捨てられている事例が少なからず見受けられることから、各種広報媒体を用いた啓発などにより、再使用を一層推進する必要があります。

#### 2 産業廃棄物の課題

近年、排出量は4,305千tから4,770千tの間で推移しており、概ね目標値以下に抑制されていますが、更なる減量化に向け、排出事業者における2R（廃棄物の排出抑制や再使用）を中心とした取組をさらに進める必要があります。

また、排出量の多い上位100社が県内の約8割を排出しているため、そうした排出量の多い事業者をはじめとした排出事業者に対し、排出抑制及び再利用の取組を後押しする必要があります。

さらに、廃棄物の排出抑制や再使用について、技術や情報不足を課題に挙げる排出事業者が多いことから、適切な技術的支援や情報提供を行う必要があります。

### 第2節 廃棄物の再生利用に関する課題

#### 1 一般廃棄物の課題

再生利用率は21年度以降、低下傾向であり、全国平均を下回っています。また、市町村に対しごみ処理状況について聞き取り調査を行ったところ、家庭からの可燃ごみや不燃ごみに容器包装廃棄物が、また、事業系の可燃ごみに再生利用が可能なOA用紙や段ボールなどの紙類が混ざって捨てられている事例があることがわかりました。さらに、厳しい財政状況の中、新たなリサイクル施設を設けることは、立地場所の選定を含めて容易ではありません。

このため、家庭や事業所におけるごみの分別ルールを遵守するよう啓発を図るとともに、市町村の施設だけでなく、効率的で高度なリサイクル技術を有する民間事業者を活用するなど、徹底的な再生利用を推進する必要があります。

## 2 産業廃棄物の課題

近年、再生利用量が伸び悩んでおり、全国平均を下回っています。このため、再生利用の割合が全国よりも低い燃え殻やばいじん、汚泥を中心に再生利用の取組を推進する必要があります。

また、産業廃棄物の再生利用を拡大し、将来にわたって維持していくため、廃棄物の再使用、再生利用先の探索、再生利用技術の調査・研究等を推進するとともに、リサイクル製品の開発促進や普及拡大に努める必要があります。

さらに、再生利用率を高め、最終処分量を削減するには、直接埋め立てられている廃棄物の見直しを推進する必要があります。特に、廃プラスチック類等の可燃性の廃棄物については、サーマルリサイクル（熱回収）に積極的に取り組むなど、廃棄物が持つエネルギーを徹底的に利用する必要があります。

---

### 第3節 廃棄物の適正処理に関する課題

---

#### 1 一般廃棄物の課題

今後、廃棄物処理施設の老朽化が進んだ場合には、処理能力の不足並びに故障及び事故のリスクの増大が懸念されるほか、各市町村の財政は厳しい状況にあるため、適切な施設の更新や改良による長寿命化などを進めていく必要があります。

また、今後、少子高齢化や人口減少の進行により、現在のごみ処理体制（ごみの収集から処分までの一連の処理体制）に少なからず影響があると考えられることから、将来の適切のごみ処理体制の在り方について検討する必要があります。

さらに、最終処分量は現時点で目標を達成しているものの、全国的に最終処分場の新規整備が困難な状況が見られることから、最終処分場の延命化のため、最終処分量を可能な限り削減する必要があります。

#### 2 産業廃棄物の課題

産業廃棄物の処理に対する県民の信頼を一層向上させるため、排出事業者や処理業者に対し法制度の周知の徹底を図るとともに、監視・指導體制の強化等により適正な処理の確保に努める必要があります。

また、廃棄物の減量化や資源循環・資源確保に向け、製造事業者やリサイクル業者間で廃棄物の詳細な性状の情報や、有用金属や有害物質等の含有情報を共有化するなど、異業種間での連携等を充実・強化する必要があります。

さらに、有害物質を含む産業廃棄物については、無害化や安定化などの確実な処理を図るとともに、その処理に伴う生活環境への影響がないよう適切な措置を講じる必要があります。特に、PCB廃棄物については、その処理を行うまでの間、排出事業者による保管及び管理の徹底が必要です。また、「水銀に関する水俣条約」の採択を受けて、水銀の利用や廃棄に関する規制が強化されたことから、今後、水銀廃棄物の増加が予想されるため、その適正処理に向け、法の周知や監視指導等の対応が求められます。

### 3 不適正処理の未然防止

依然として不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見られることや、近年、廃家電製品などの使用済物品を「無料回収」と称して回収する業者が存在する中で、実際には処理料金を徴収し、または破砕、解体などの中間処理を行っている事例が全国で見受けられることから、関係機関とも連携して監視・指導を強化する必要があります。

また、廃棄物処理法に違反する行為を行った者などに対しては、生活環境保全上の支障の除去や適正処理の確保のため、迅速かつ厳正に対処する必要があります。

### 4 海岸漂着物への対応

県内全域の海岸で漂着物が確認されており、また、一部の海岸では大量のごみなどが繰り返し漂着しています。

このため、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策に一層取り組んでいく必要があります。

### 5 災害廃棄物への対応

国では、東日本大震災や近年の災害の教訓を踏まえ、地方公共団体の災害廃棄物対策を推進するため、26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定するとともに、27年7月に廃棄物処理法を改正し、平時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう、災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図りました。

また、国（地方環境事務所）が中心となって、地域ブロック単位で協議会等が設置され、災害廃棄物に係る情報共有や広域的な対策について検討を進めています。

このような国の動向に注視しつつ、災害発生時においても廃棄物の適正な処理を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理が行われる対策を講じる必要があります。

---

## 第4節 地域に貢献する優良な廃棄物処理業者の育成

循環型社会づくりに向けて、排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる廃棄物処理業者を選定できるよう、優良な廃棄物処理業者の育成を図る必要があります。

また、廃棄物処理業が地域とともに発展し、事業を円滑に継続していくためには、廃棄物の適正処理だけでなく、地域振興にも貢献し、地元住民の信頼を得ていく必要があります。

---

## 第5節 廃棄物分野における温室効果ガス排出削減に関する課題

本県では、27年3月に「とやま温暖化ストップ計画」を改定し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進など、温室効果ガスの排出削減に取り組んでおり、廃棄物分野においても省エネルギー化やエネルギー源としての廃棄物の有効利用等を推進する必要があります。



## 第4章 計画の目指す姿と施策の方向性

### 第1節 本県の目指すべき循環型社会の姿

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しており、また、地球温暖化、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊等の様々な環境問題を発生させる要因となっています。

こうした状況の中、今後とも、本県の素晴らしい環境を守り育て、県民の大切な財産として次の世代に引き継いでいくためには、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される循環型社会づくりを推進するとともに、低炭素社会づくりの取組などと統合的に進めていく必要があります。

このため、この計画では、本県の目指すべき姿と方向性を以下のとおりとし、環境・エネルギー先端県づくりに寄与するものとします。

#### 1 富山県の将来像

持続可能な社会の形成に向け、環境への負荷が極力小さくなる県民生活や事業活動が営まれ、天然資源の使用量が最小化された資源効率性の高い社会が構築されます。こうした社会では、県民や事業者、行政等の各主体が、それぞれ緊密に連携協力し、一体となって、主体的かつ継続的に3R活動や環境保全活動に取り組み、循環型社会の維持に努めます。

また、各地域内においては、廃棄物が資源として可能な限り再循環し続ける高度な地域循環圏を形成するとともに、資源循環を担う環境産業が地域の経済を活性化させ、様々な形で地元へ貢献する先進的な経済圏が形成されます。さらに、この環境産業が国内に加え、環日本海・アジア地域の環境保全や資源循環に貢献します。

#### 2 施策の基本的方向性

##### (1) 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

循環型社会の実現に向け、各主体による廃棄物の3R活動及び資源効率性の高い事業活動を推進します。

##### (2) 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進

環境への負荷を最小限とするとともに、県民の安全・安心を確保するため、循環型社会づくりに必要な施設の整備と適正処理の確保に向けた取組を推進します。

##### (3) 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

循環型社会の形成に向け、県民、事業者、行政、NPOなどの民間団体等が緊密に連携協力し、一体となって3R活動や環境保全活動に取り組むような地域づくりを推進します。

##### (4) 環境産業の創出と人材育成

未来の産業を担い、地域に貢献する環境産業を創出し、それを支える人材を育成します。

##### (5) 低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進

地球温暖化防止に向け、廃棄物処理時の省エネルギー対策や廃棄物エネルギーの利活用など、循環型社会づくりと低炭素社会づくりを統合的に推進します。

## 第2節 計画の目標

この計画では、廃棄物の減量化などに関して、廃棄物の排出量等の現状や将来予測、国の基本方針などを踏まえて、次のとおり数値目標を掲げ、その達成に向けて各種取組を推進することとします。

表4-1 国の基本方針に定める廃棄物の適正な処理に関する目標

区 分	32年度目標値
排 出 量	【一般廃棄物】 24年度比約12%削減
	【産業廃棄物】 24年度に対し増加を約3%に抑制
再 生 利 用 率	【一般廃棄物】 約27%に増加
	【産業廃棄物】 約56%に増加
最 終 処 分 量	【一般廃棄物】 24年度比約14%削減
	【産業廃棄物】 24年度比約1%削減

### 1 一般廃棄物の目標

一般廃棄物の数値目標については、表4-2のとおり、排出量は、24年度の424千tに対し、32年度において373千t（24年度に対し12%削減）に削減することを目標とします。

また、再生利用率は、24年度の25%に対し、32年度において27%に増加させることを目標とします。

さらに、最終処分量は、24年度の37千tに対し、32年度において32千t（24年度に対し14%削減）に削減することを目標とします。

表4-2 一般廃棄物の目標

区 分	現 状			将来予測	目 標 値
	23年度	24年度	25年度	32年度	32年度
排 出 量	414千t	424千t	419千t	388千t	373千t [24年度比▲12%]
再生利用率	26%	25%	25%	25%	27%
最終処分量	37千t	37千t	37千t	34千t	32千t [24年度比▲14%]

備考 一般廃棄物処分業者による再生利用量を含みます。

## 2 産業廃棄物の目標

産業廃棄物の数値目標については、表4-3のとおり、排出量は、24年度の4,558千tに対し、32年度において4,695千t（24年度に対し3%増加）に抑制することを目標とします。

また、再生利用率は、24年度の37%に対し、32年度においては40%に増加することを、減量化・再生利用率（再生利用量と中間処理による減量の合計の割合）は24年度の95%に対し、32年度において97%を達成することを目標とします。

さらに、最終処分量は、24年度の206千tに対し、32年度において141千t（24年度に対し32%削減）に削減することを目標とします。

表4-3 産業廃棄物の目標

区 分	現 状			将来予測	目 標 値
	23年度	24年度	25年度	32年度	32年度
排 出 量	4,305千 t	4,558千 t	4,733千 t	4,772千 t	4,695千 t 〔24年度比+3%〕
再生利用率	42%	37%	34%	32%	40% 〔24年度比+3%〕
減量化・再生利用率	95%	95%	96%	96%	97%
最終処分量	216千 t	206千 t	189千 t	196千 t	141千 t 〔24年度比▲32%〕

### 第1節 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

#### 1 廃棄物の排出抑制・再使用の推進

##### ① 生活や企業活動全体にわたる廃棄物の排出抑制、再使用の推進

- ・ 買い物時のマイバッグ持参の啓発活動に取り組むとともに、レジ袋の無料配布廃止を実施していない業界や店舗に対してこの取組への参加を呼びかけるなど、引き続きレジ袋の無料配布廃止の取組の定着化と拡大を推進します。
- ・ 生ごみの排出抑制・減量化、環境に配慮した商品（簡易包装の商品、詰替え可能な商品など）やリターナブル容器の商品（びんビール、びん牛乳など）の積極的な購入、リユースイベントの開催情報等の周知等を行うなど、2Rに積極的に取り組むエコライフスタイルへの転換を推進します。
- ・ 市町村、関係団体と連携し、食品ロス・食品廃棄物に関する実態把握調査を進めます。
- ・ 食品ロス・食品廃棄物の削減、効果的な再生利用、エネルギー源としての有効利用、廃棄物系バイオマスの利活用を促進します。
- ・ 飲食店と連携して食べ残しをなくすよう呼びかけるとともに、ホームページや各種広報媒体を利用して食べ残しを減らす取組をわかりやすく情報提供するなど、飲食店や店舗等での排出抑制の取組を推進します。
- ・ リユースの取組の促進を図るため、リユース市場の拡大方法について検討します。
- ・ 国内の一部地域で行われているフードバンク活動<sup>6</sup>について、その取組状況を情報収集するなど、食品ロスの削減に向けた調査検討に努めます。
- ・ 産業廃棄物の排出を抑制するため、事業者や学識経験者等が互いに連携しながら廃棄物排出抑制対策の情報やノウハウを交換するなどの取組を通じて、各事業者が製品の製造工程からの廃棄物の発生、処理工程の見直しを含めた包括的な廃棄物対策を推進します。
- ・ ISO14001 やエコアクション 21 など、環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ・ 多量の廃棄物を排出する事業者に対しては、排出抑制の計画的な取組を促進します。

##### ② 廃棄物の排出抑制に向けた経済的手法の検討

- ・ ごみの排出抑制、ごみ処理経費の負担の公平化、3Rに関する県民の意識改革を図るため、ごみ処理の有料化や処理料金の適正化について検討します。
- ・ 産業廃棄物の排出抑制対策を促進するため、他自治体などの経済的手法による取組を調査しながら、本県の今後の取組の方向性について検討します。
- ・ 一般廃棄物処理事業の効率化及び透明化を図るため、そのコスト分析や評価を客観的に行えるように「一般廃棄物会計基準」の導入を推進します。

<sup>6</sup> 食品の製造工程で発生する規格外品や流通段階でのロス商品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動。

## 2 廃棄物の再生利用の推進

### ① 「質」にも着目した廃棄物の再生利用の効率化・高度化の推進

- ・ 天然資源の使用量を削減し、持続可能な循環サイクルを構築するため、レアメタル等の回収や水平リサイクル<sup>7</sup>等の高度かつ効率的な再生利用の取組を推進します。
- ・ 高度なりサイクル技術を有する民間の廃棄物処理業者への処理の委託などにより、これまで焼却又は直接埋立されていた廃棄物の再生利用等を推進します。
- ・ リサイクル製品の高付加価値化やリサイクル費用の削減に向けた新しい研究・開発に関する情報を収集するとともに、リサイクル製品の販路拡大に向け、需要等について調査検討を行い、廃棄物処理業者への情報提供や技術的助言を行います。

### ② 廃棄物の再生利用の拡大

- ・ ホームページや各種広報媒体を利用して家庭や事業所におけるごみの分別ルールを遵守するよう啓発を行うとともに、資源ごみ常設ステーションや集客施設における拠点回収、店頭回収など県民が利用しやすい仕組みづくりを進めることにより、資源ごみの分別排出の徹底を推進します。
- ・ 各種団体に対する資源ごみの集団回収の実施の呼びかけや集団回収実施団体への報奨金の支給などにより、その取組を推進するとともに、この活動を活発化させるため、集団回収に関する情報提供の充実や報奨金の上乗せなどを検討します。
- ・ 資源ごみの持ち去りについては、再生利用や適正処理を妨げることから、警察などの関係機関と連携したパトロールの実施や条例の制定などの防止対策を推進します。
- ・ 民間施設を活用した生ごみのリサイクルを推進するため、地域の実情に応じた広域的な枠組みや市町村の区域を越えた円滑な収集運搬及び再生利用について検討します。
- ・ 剪定枝の堆肥化や木くずの固形燃料化など木質系廃棄物のリサイクルを推進します。
- ・ 事業系ごみの実態を把握し、紙類等の資源化を促進する体制づくり及びごみ焼却施設への搬入規制等について検討します。
- ・ 廃棄物の再生利用を推進するとともにリサイクル製品の市場を拡大するため、ホームページや各種広報媒体、環境イベント等によりリサイクル製品の周知を図り、その積極的な利用を推進します。
- ・ 焼却灰から生産される溶融スラグを公共工事で利用するなど、リサイクル製品の率先利用に努めます。
- ・ リサイクル製品が安心して使用されるようにするため、富山県認定リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に適合していることを確認し、その安全性の確保を図ります。

<sup>7</sup> 使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクル。エネルギー使用量と発生残渣を抑制できれば、同一製品を作るために繰り返し使用できることから、持続可能性が高いリサイクルが可能となる。

- ・ ばいじんや銹さい、廃プラスチック類など、埋立処分される割合が高く、その量が多い産業廃棄物等について、排出事業者における減量化・再生利用を拡大するため、産学官が連携した具体的な方策の検討を進めるとともに、「産業廃棄物排出抑制・減量化マニュアル」等を活用した再生利用に関する指導・助言や技術の普及、講習会等による情報提供に努めます。

### ③ 各種リサイクル法の推進

- ・ 容器包装リサイクル法については、県分別収集促進計画や市町村分別収集計画に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルを推進します。
- ・ 家電リサイクル法については、ホームページや各種広報媒体等を利用して使用済家電製品のリサイクル制度について周知し、適正処理及びリサイクルを推進するとともに、不用品無料回収所において未だ使用済家電製品が屋外保管されるなど、廃棄物に該当すると認められる取扱いがなされていることから、こうした家電製品については、同法に基づき適正に処理されるよう指導します。
- ・ 食品リサイクル法については、国と連携し、食品廃棄物のリサイクル等の取組が促進されるよう食品関連事業者に対して必要な情報提供や技術的助言を行います。
- ・ 建設リサイクル法については、建設廃棄物のリサイクル制度について業界団体等を通じて周知するとともに、解体工事の現場等へのパトロール等を行い、建設廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進します。
- ・ 自動車リサイクル法については、使用済自動車のリサイクル制度について業界団体等を通じて周知するとともに、自動車リサイクル法に基づく登録・許可事務や許可業者等に対する立入検査等を行い、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを推進します。
- ・ 小型家電リサイクル法については、高度なりサイクル技術を有する廃棄物処理業者を活用するとともに、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な使用済小型家電の回収体制の整備を推進し、使用済小型家電のリサイクルの拡大を図ります。

## 3 資源効率性を意識した企業活動の推進

- ・ 3Rに配慮した企業活動を推進するため、長期間使用可能な長寿命設計やリサイクルしやすい単一素材による商品開発など、環境配慮設計の普及啓発を図ります。
- ・ 廃棄物を循環利用が可能な資源として捉え、廃棄物の資源利用、廃棄物由来の原材料の利用など資源効率性の向上に関する調査研究を行います。

## 第2節 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進

### 1 廃棄物の適正な処理体制の整備の推進

#### ① 廃棄物処理施設の整備の推進

- 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制の確保に向け、環境負荷の低減や行政コストの抑制に配慮し、いわゆるストックマネジメント<sup>8</sup>の手法を導入しながら長寿命化・延命化を含めた適切な処理施設の整備を推進します。

また、行政区域を越えて他の地域と連携した広域的な処理体制の整備や民間事業者の活用を推進します。

- 産業廃棄物の処理施設の整備にあたっては、県内の産業廃棄物の処理状況、施設の整備状況、将来の動向、他都道府県の状況等を踏まえながら、民間による施設整備を基本としつつ、公共関与による処理施設整備の必要性の検討も含めて、必要な産業廃棄物処理施設の整備を推進します。

なお、具体的な施設整備にあたっては、「富山県産業廃棄物適正処理指導要綱」（以下「要綱」といいます。）に基づき、周辺住民と対話しながら、円滑な施設整備を進めます。

#### ② 産業廃棄物の適正処理対策の推進

- 産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、不法投棄等を防止するため、一般社団法人富山県産業廃棄物協会等と連携し、適正処理に関する講習会を開催するほか、廃棄物排出事業者に対する適正な廃棄物管理体制の普及啓発を図ります。
- 産業廃棄物管理票制度については、厳格な運用に向け啓発を行うとともに、廃棄物処理システムの透明化や、不法投棄・不適正処理の原因究明の迅速化等に資する「電子マニフェスト」の普及啓発を推進します。
- 県外からの産業廃棄物の搬入にあたっては、要綱に基づき搬入計画等について排出事業者と事前に協議を行うとともに、適正処理に関して必要な指導を行います。

#### ③ PCB廃棄物や水銀廃棄物など有害廃棄物等の適正処理対策の推進

- PCB廃棄物については、「富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、期限内に処理を完了するため、掘り起こし調査等により県内全てのPCB廃棄物を把握するとともに、適正な保管や期限内の処理に向けた取組を促進します。
- 近年問題となっている在宅医療廃棄物や廃石綿等については、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」などに沿って、適正処理を推進します。
- 水銀廃棄物については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定並びに廃棄物処理法及び大気汚染防止法施行令の改正により規制が強化されたことから、関係団体や市町村と連携し、事業者等を対象とした説明会を開催するなど、法の周知や水銀廃棄物の適正処理の普及啓発を図るとともに、家庭から排出される水銀使用廃製品の適正な処理体制の構築を図ります。

<sup>8</sup> 既存の建築物（ストック）を有効に活用し、計画的な保全、保全実施結果の評価を通じて、長寿命化を図る体系的な手法。

#### ④ 海岸漂着物対策の推進

- ・ 「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民等が連携し、漂着物の回収・処理を進めるとともに、海岸を有する地域のみならず、河川の上流・下流の幅広い地域の連携協力のもと、発生抑制対策を推進します。

#### ⑤ 少子高齢化・人口減少社会に対応したごみ処理体制の整備

- ・ 少子高齢化や人口減少等の社会状況の変化に対応した、より効率的で効果的な収集運搬方法や適切なごみ処理施設の整備、民間施設の活用など、将来的なごみ処理体制の在り方について検討します。

## 2 不適正処理防止対策の推進

### ① 監視指導体制の強化

- ・ 産業廃棄物排出事業者や処理業者に対し、立入検査等の監視指導を行います。
- ・ 不法投棄等の不適正処理を未然防止するため、不法投棄監視パトロール車やヘリコプターを活用した監視、不用品無料回収所等への立入検査など、不適正処理の監視を強化します。
- ・ 不法投棄等の不適正処理事案に迅速に対応するため、不法投棄ホットラインや不法投棄監視カメラの運用、猟友会等の民間団体による山間パトロールの実施等、官民を挙げた監視活動を推進します。
- ・ 市町村や警察、海上保安庁などで構成する「富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会」や石川県、岐阜県、関係市町村との合同による県境パトロールの実施など、関係機関と連携・協力し、監視指導体制を充実・強化します。
- ・ 悪質な違反行為に対しては、法に基づき行為者を厳正に処分するとともに、行為者に対し原状回復又は生活環境保全上の支障の除去に向けた命令、指導を行います。また、行政処分などの情報をインターネット等を通じて速やかに公表します。

### ② 不適正処理防止に向けた普及啓発等

- ・ 一般社団法人富山県産業廃棄物協会と連携し、ポスターやチラシ等の広報資材や各種媒体を活用した不法投棄の防止に向けた普及啓発を推進します。
- ・ 市町村が行う不法投棄監視カメラの設置等の不法投棄防止対策や、行為者を特定できない不法投棄物の撤去について、技術的・財政的支援を行います。

## 3 災害廃棄物対策の推進

- ・ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の確保に向け、災害廃棄物の仮置場の設置や収集、運搬、処分、再生利用の方法等について盛り込んだ災害廃棄物処理計画の策定や、災害発生時の廃棄物処理等に関する協定を締結している廃棄物処理団体等と行政との連携・協力等を推進します。
- ・ 市町村において災害廃棄物対策の取組が進むよう、技術的助言や必要な情報提供を行います。



- 処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行的な視点を踏まえた一般廃棄物処理施設の整備に努めるとともに、災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物処理施設や処理業者等の情報把握に努めます。
- 大規模災害の発生時に備え、「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」の枠組みのもと、災害廃棄物処理の広域的な連携協力体制の構築を推進します。
- 災害廃棄物の発生量や県内の廃棄物処理施設での処理可能量の推計などを行い、その結果に基づき、再生利用等による廃棄物の減量化及び環境負荷の低減を図るための最適な処理フローの確立に向け、調査研究を行います。

## 第3節 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

### 1 富山の地域性を活かした地域循環圏の形成

#### ① 循環資源の地産地消の推進

- ・ 環境負荷を可能な限り低減するため、地域内で排出された廃棄物などは可能な限り地域内で再資源化を行い、再生された資源は地域内で活用するなど、循環資源の地産地消を推進します。
- ・ 排出事業者に対し、産業廃棄物処理業者の詳細な情報提供等を行い、県内の産業廃棄物ができる限り県内で再資源化されるよう取組を支援します。

### 2 各主体が連携・協働した3Rの取組や県民運動の推進

#### ① 県民、事業者の協働による3Rの取組の推進

- ・ 県民や民間団体などによる自主的な取組が促進されるよう、ごみ減量化や環境美化などの活動に対する必要な支援を行います。
- ・ 「とやまエコ・ストア制度」が県民総参加の運動として定着するよう、制度に未登録の事業者に対して登録を呼びかけるとともに、県民には登録店の利用を促すなど、制度の普及を図ります。
- ・ ごみの減量化や再生利用、廃棄物の適正処理、県土美化に顕著な功績があり、他の模範となる個人又は団体を表彰し、ごみの減量化や再生利用等に対する県民の意識の醸成及び取組の促進を図ります。

#### ② 環境教育や普及啓発の推進

- ・ 民間団体と連携した環境学習会や幼児、児童向けの環境学習教室の開催など、家庭、事業者、学校、地域等あらゆる分野の主体による幅広い年齢層に対し、「持続可能な開発のための教育（E S D）」の視点を踏まえた環境教育を推進します。
- ・ 一人ひとりが循環型社会について理解を深め、環境保全に対する意識の醸成を図るため、わかりやすい啓発資材や「とやま環境フェア」等のイベント、様々な広報媒体を活用し、限りある資源の大切さや、分別排出など日頃の生活で実践できる3R活動に関する普及啓発を推進します。

#### ③ 事業者間の連携による3R活動の推進

- ・ 事業者間の連携・協業に関する講習会の開催やビジネスマッチングの機会の設定、廃棄物のリサイクル情報の共有化など、3R活動に向けた異業種を含む事業者間連携が促進される仕組みづくりを推進します。

#### ④ 3Rの成果の「見える化」の推進

- ・ レジ袋の無料配布の廃止や「とやまエコ・ストア制度」など具体的に目に見える取組によるごみ減量化やリサイクルの成果の公表、事業者による環境報告書の作成・公表など、3Rの成果の可視化を推進します。

### 1 次世代環境産業の創出

#### ① 先進的環境産業の創出に向けた支援

- ・ 循環型社会の実現に向け、廃棄物の循環に重要な役割を担っている廃棄物処理業者等に対し、各種講習会やセミナーの開催を通して、次世代を担う環境産業への転換と人材育成を図ります。
- ・ 富山県内の環境産業について、先進的な「富山の環境産業」を県内外に紹介するほか、海外への事業展開等を支援し、環日本海・アジア地域の環境保全に向けた連携・協力を推進します。
- ・ 先進的な環境産業の創出に向け、行政機関や一般社団法人富山県産業廃棄物協会等の業界団体、大学等の高等教育機関等が連携・協力し、調査研究等に取り組みます。

#### ② 優良な廃棄物処理業者の育成

- ・ 環境産業を担う廃棄物処理業者の資質と社会的評価の更なる向上のため、遵法性や事業の透明性が高く、健全な財務体質を有する「優良認定業者」の育成を図ります。
- ・ 産業廃棄物の処理に対する信頼性の向上のため、産業廃棄物の処理や廃棄物処理施設の維持管理状況等の情報を積極的に公表します。

#### ③ 県民理解の推進

- ・ 廃棄物処理業が重要な社会インフラであり、地域に貢献する環境産業であることの理解を深めるため、各種イベント等で普及啓発を図ります。
- ・ 県内の産業廃棄物の排出・処理状況を定期的に調査、公表するほか、処理業者の許可状況などの情報を、インターネット等を活用して速やかに公表します。

### 2 環境産業を担う人材の育成

- ・ 環境産業が継続的に発展するとともに、国際的にも貢献することができるよう次世代を担う経営者や技術者等の育成を図るため、講習会や講座等の学習の場の提供等の支援を行います。
- ・ 環境産業が地域に貢献できるよう、また雇用を創出できるような事業形態への転換及び必要な人材の育成などを推進します。

---

## 第5節 低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進

---

### ① 省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の推進

- ・ 廃棄物の処理やリサイクルにあたっては、廃棄物の収集運搬及び廃棄物処理施設の運用において省エネルギー化に努める（エコドライブや設備の適切な運転管理）とともに、省エネ型設備及びバイオマスや太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 最終処分場の跡地や埋立を終了した区画等の敷地を活用した、太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設や農業関連施設等の整備を推進します。

### ② 廃棄物のエネルギー源への利用の推進

- ・ 有機性汚泥など燃料として利用できる可能性のある廃棄物について、エネルギー源としての利用について調査検討します。
- ・ 廃棄物焼却施設においては、焼却時に発生する熱を利用する発電設備やボイラー設備等の整備を推進します。

## 推進施策の体系

### 第1節 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

- 1 廃棄物の排出抑制・再使用の推進
  - ①生活や企業活動全体にわたる廃棄物の排出抑制、再使用の推進
    - ・レジ袋の無料配布廃止の取組の定着化と拡大
    - ・廃棄物の2Rに積極的に取り組むエコライフスタイルへの転換
    - ・食品ロス・食品廃棄物に関する実態調査の実施
    - ・食品ロス・食品廃棄物の削減、再生利用等の促進
    - ・飲食店、店舗等での排出抑制の取組の推進
    - ・リユースの市場拡大についての検討
    - ・食品ロスの削減に向けた調査検討
    - ・事業者の廃棄物排出抑制に向けた包括的な取組の推進
    - ・環境マネジメントシステムの導入促進
    - ・多量排出事業者に対する排出抑制の計画的な取組の促進
  - ②廃棄物の排出抑制に向けた経済的手法の検討
    - ・ごみ処理の有料化や処理料金の適正化の検討
    - ・産業廃棄物の排出抑制に向けた経済的手法の調査検討
    - ・「一般廃棄物会計基準」の導入の推進
- 2 廃棄物の再生利用の推進
  - ①「質」にも着目した廃棄物の再生利用の効率化・高度化の推進
    - ・レアメタル回収や水平リサイクル等の高度かつ効率的な再生利用の推進
    - ・高度な技術を有する廃棄物処理業者の活用による廃棄物の再生利用等の推進
    - ・リサイクル製品の高付加価値化や販路拡大等に関する情報提供等の実施
  - ②廃棄物の再生利用の拡大
    - ・資源ごみの分別排出の徹底
    - ・集団回収の利用拡大に向けた検討
    - ・資源ごみ持ち去りの防止対策の推進
    - ・民間施設を活用した生ごみリサイクルの推進
    - ・木質系廃棄物のリサイクルの推進
    - ・紙類等の資源化を促進する体制づくり等の検討
    - ・リサイクル製品の市場拡大の推進
    - ・リサイクル製品の率先利用の推進
    - ・富山県認定リサイクル製品の安全性の確保
    - ・排出事業者における再生利用の拡大に向けた方策の検討、指導・助言
  - ③各種リサイクル法の推進
    - ・各種リサイクル法による適正処理及びリサイクルの推進
- 3 資源効率性を意識した企業活動の推進
  - ・環境配慮設計の普及啓発
  - ・資源効率性の向上に関する調査研究

### 第2節 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進

- 1 廃棄物の適正な処理体制の整備の推進
  - ①廃棄物処理施設の整備の推進
    - ・一般廃棄物処理施設の広域的な処理体制の整備等の推進
    - ・産業廃棄物処理施設の整備の推進
  - ②産業廃棄物の適正処理対策の推進
    - ・排出事業者に対する適正な廃棄物管理体制の普及啓発
    - ・電子マニフェストの普及啓発
    - ・産業廃棄物の搬入の事前協議と指導
  - ③PCB廃棄物や水銀廃棄物など有害廃棄物等の適正処理対策の推進
    - ・PCB廃棄物の適正保管及び期限内処理に向けた取組の促進
    - ・在宅医療廃棄物や廃石綿等の適正処理の推進
    - ・水銀廃棄物の規制強化に関する法の周知及び適正な処理体制の構築
  - ④海岸漂着物対策の推進
    - ・地域計画に基づく回収・処理や発生抑制対策の推進
  - ⑤少子高齢化・人口減少社会に対応したごみ処理体制の整備
    - ・将来的なごみ処理体制の在り方の検討

## 2 不適正処理防止対策の推進

### ①監視指導體制の強化

- ・排出事業者や処理業者に対する立入検査等の実施
- ・不法投棄監視パトロール等による不適正処理の未然防止
- ・関係機関と連携した監視活動の推進
- ・富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会等と連携した監視指導體制の充実・強化
- ・悪質な違反に対する厳正な対応及び行政処分情報の公表

### ②不適正処理防止に向けた普及啓発等

- ・不法投棄防止に向けた普及啓発
- ・市町村に対する技術的・財政的支援

## 3 災害廃棄物対策の推進

- ・災害廃棄物処理計画の策定及び廃棄物処理団体等との連携・協力の推進
- ・市町村の災害廃棄物対策に関する技術的助言等の実施
- ・災害廃棄物処理体制の整備の推進及び災害廃棄物処理に関する必要な情報の収集
- ・大規模災害に備えた災害廃棄物処理の広域的な連携協力体制の構築
- ・災害廃棄物対策に関する調査研究の実施

## 第3節 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

### 1 富山の地域性を活かした地域循環圏の形成

#### ①循環資源の地産地消の推進

- ・地域内で再資源化する循環資源の地産地消の推進
- ・産業廃棄物を再資源化する取組への支援

### 2 各主体が連携・協働した3Rの取組や県民運動の推進

#### ①県民、事業者の協働による3Rの取組の推進

- ・県民のごみ減量化や環境美化などの活動に対する支援
- ・「とやまエコ・ストア制度」の定着に向けた制度の普及
- ・表彰制度を活用したごみの減量化や再生利用等に対する県民の意識の醸成及び取組の促進

#### ②環境教育や普及啓発の推進

- ・E S Dの視点を踏まえた環境教育の推進
- ・「とやま環境フェア」等のイベントなどを活用した普及啓発の推進

#### ③事業者間の連携による3R活動の推進

- ・講習会やビジネスマッチングなど3R活動に向けた事業者間連携の促進

#### ④3Rの成果の「見える化」の推進

- ・3Rの成果の可視化の推進

## 第4節 環境産業の創出と人材育成

### 1 次世代環境産業の創出

#### ①先進的環境産業の創出に向けた支援

- ・廃棄物処理業者の次世代型環境産業への転換や人材育成の支援
- ・「富山の環境産業」の県内外への紹介や海外事業展開等の支援
- ・先進的な環境産業の創出に向けた調査研究等

#### ②優良な廃棄物処理業者の育成

- ・廃棄物処理業者の資質向上及び優良認定制度の普及啓発
- ・産業廃棄物の処理や施設の維持管理状況等の情報の公開

#### ③県民理解の推進

- ・廃棄物処理業に対する県民理解の深化に向けた普及啓発
- ・産業廃棄物の排出・処理状況に関する調査や情報公開の推進

### 2 環境産業を担う人材の育成

- ・国際的に貢献できる環境産業の経営者や技術者等の育成
- ・雇用創出できる事業形態への転換及び必要な人材の育成の推進

## 第5節 低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進

#### ①省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の推進

- ・廃棄物処理における省エネ型設備や再生可能エネルギーの導入の促進
- ・最終処分場の敷地等を利用した再生可能エネルギー施設や農業関連施設等の整備の推進

#### ②廃棄物のエネルギー源への利用の推進

- ・廃棄物のエネルギー源としての利用に向けた調査検討
- ・廃棄物の焼却時に発生する熱利用設備の整備の推進

## 第6章 各主体の役割

### 1 県民の役割

県民は、家庭や職場、学校、外出先などあらゆる場面で、廃棄物の排出抑制や循環的利用に向けた取組を実践することとします。

また、廃棄物の排出抑制などに関する県や市町村の施策に協力するとともに、地域での集団回収や環境美化活動などの自主的な取組にも積極的に参加することとします。

さらに、ごみのポイ捨てや野焼きを行わないなど、良好な環境の保全に努めることとします。

### 2 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動に伴い生じた廃棄物を、自らの責任で法令に基づき適正に処理することとし、廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、廃棄物の処分が行われるまでの一連の処理が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとします。

なお、廃棄物の処理を委託するときには、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減することに努めます。

また、県や市町村の施策に積極的に協力することとするほか、地域の住民等による資源ごみの分別や環境美化活動などの自主的な取組にも積極的に参画又は支援をすることとします。

#### (1) 排出事業者

原材料の選択や製造工程、輸送工程、取引慣行などの見直しにより廃棄物の排出抑制に努めるとともに、自ら廃棄物を再生利用等により減量を行うことや、再生利用等を行うことができる廃棄物処理業者に処理を委託すること等により、廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとします。

#### (2) 製造・販売事業者

物の製造、加工、販売等に際して、その製品や包装、容器が廃棄物となった場合に、排出抑制、分別排出、適正な循環的利用や処分が円滑に実施できるよう、①消費実態に合わせた容量の適正化、②容器包装の減量・簡素化、③繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が可能な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、④修繕体制の整備、⑤必要な情報の提供に努めるものとします。

#### (3) 廃棄物処理業者

法令に基づき、廃棄物の処理や再生利用を適正に行うほか、その廃棄物処理に関する情報を積極的に開示することなどにより、県民の廃棄物処理業界、ひいては静脈産業<sup>9</sup>全般に対する社会的な信頼性の一層の向上に努めます。

<sup>9</sup> 使用済み製品を回収し、再使用、再生利用、適正処分を行う産業。資源を採取し、加工して製品を製造し、販売する「動脈産業」と対比される。

### 3 民間団体などの役割

消費者団体やNPOなどの民間団体は、これまで実践してきた3Rや環境教育などに関する活動で得られた知見やネットワークを活用し、県や市町村、公益財団法人とやま環境財団などとも連携しながら、これらの取組が県民に広く定着するよう努めることとします。

### 4 行政の役割

行政は、自ら率先して循環型社会の形成に向けた取組を実践するとともに、県民や事業者、民間団体などの取組に対し、積極的に支援を行うこととします。

なお、行政全般に対し規制改革、民間開放が求められている社会情勢や、依然として厳しい財政事情などを踏まえ、新たな取組についてのきっかけづくりや調整、廃棄物の不適正処理を防止するための監視・指導など、優先度の高いものから進めていくこととします。

#### (1) 県の役割

県は、産業廃棄物の監視指導など、廃棄物の適正処理に向けた取組を推進するとともに、自ら率先して廃棄物の排出抑制や再生利用に努めます。

また、広域的な観点から、廃棄物処理体制の整備や3Rに関する取組などに対し支援や調整を行うとともに、廃棄物の処理や3Rに関する技術的な情報や関連法令の制定・見直しの動向などの最新の知見を収集し、適宜各主体にわかりやすく情報提供することとします。

このほか、必要に応じて、国に対する提言や要望などを行うこととします。

#### (2) 市町村の役割

市町村は、自ら率先して廃棄物の排出抑制や再生利用に努めるとともに、一般廃棄物の統括的処理責任を有することから、地域内における適正処理を迅速かつ着実にを行うとともに、地域住民などの3Rに関する取組などに対する支援や調整を行うこととします。

また、循環型社会の形成に向けた県の施策に協力するとともに、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画の策定にあたっては、本計画を十分考慮することとします。



## 第7章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

県は、この計画に基づく施策を県民総ぐるみで推進するため、「環境とやま県民会議」や「市町村一般廃棄物対策推進協議会」などの場を活用し、県民、事業者、関係団体及び市町村との意見・情報交換を積極的に行うほか、得られた意見や情報などを適切に施策に反映させることとします。

### 2 計画の進行管理

県は、市町村や事業者などの協力を得て、一般廃棄物や産業廃棄物の排出及び処理状況などを定期的に把握するとともに、目標の達成状況を表7の22の評価指標を用いて継続的に検証することとします。

なお、第3期計画から、一般廃棄物処分業者による資源化状況についても、市町村と連携してその実態を把握し、ごみの排出抑制や再生利用等に向けた効果的な施策を検討することとします。

また、目標の達成状況の検証の結果などについては、広く情報提供するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じた施策の見直しなどを行うこととします。

表7 計画の進捗を評価する指標

#### (1) 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標(32年度)
家庭系ごみの排出量	県民が1人1日当たり排出する家庭系ごみ(家庭から排出されたごみから、資源ごみや集団回収されたごみを除いたもの)の量	552g (25年度)	521g 〔24年度比〕 ▲8%
産業廃棄物多量排出事業者の排出量	産業廃棄物を年間1,000t以上排出する事業者(多量排出事業者)の排出量	3,673千t (25年度)	3,673千t 〔24年度比〕 〔±0%に抑制〕
マイバッグ持参率	レジ袋無料配布を廃止した店舗でマイバッグを利用して消費者が買い物を行う率	95% (26年度)	95% 〔現状維持〕
容器包装廃棄物の分別収集量	市町村が行うガラスびん、PETボトル、紙製容器包装廃棄物、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量	22,544t (26年度)	23,835t (30年度)
集団回収量	P.T.A、婦人会等が実施する新聞、雑誌等の集団回収量	32千t (25年度)	32千t 〔現状維持〕
使用済小型家電製品の回収量	市町村が実施する使用済小型家電の年間回収量	566t (26年度)	1,000t
リサイクル認定製品数	富山県リサイクル認定制度に基づく認定リサイクル製品の数	65製品 (26年度)	70製品 〔+1製品/年〕
環境物品等調達率	グリーン購入調達方針に基づく県の特定調達品目の環境物品等調達率	98.7% (26年度)	100%

(2) 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(32年度)
立入検査件数	産業廃棄物収集運搬業者、処分業者、排出事業者への立入検査の件数	138件 (26年度)	140件 [現状維持]
高濃度PCB廃棄物の処理率	高濃度のPCBを含むトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器の中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北海道事業所での処理率	トランス :42% コンデンサ:47% 安定器 :19% (26年度)	トランス :86% コンデンサ:86% 安定器 :73% (35年度処理完了に向けた中間目標値)
監視パトロール件数	県産業廃棄物監視指導員による監視パトロール件数	171件 (26年度)	170件 [現状維持]
不法投棄件数	県及び市町村が把握した家庭ごみ、事業系ごみの不法投棄の件数	328件 (26年度)	260件 [▲20%]
不用品無料回収所の数	不用品無料回収業者が設置している回収箇所数	34箇所 (26年度)	27箇所 [▲20%]
電子マニフェスト加入件数	県内の排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェストの加入事業所数	996件 (26年度)	1,200件

(3) 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(32年度)
とやまエコ・ストア制度の登録数	とやまエコ・ストア制度に登録された店舗数	1,151店舗・ 6商店街 (27年12月)	1,200店舗 [現状維持]
ビジネスマッチングに係るイベント参加事業者数	ビジネスマッチングに係るイベントに参加する排出事業者、製造業者、処理業者の数	事業者 : 0社 処理業者: 0社 (26年度)	事業者 : 50社 処理業者: 50社 (28~32年度累計)

(4) 環境産業の創出と人材育成

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(32年度)
海外展開に関するサポート件数	県内環境関連企業の海外展開に向けて、相談やサポートを行う件数	0件 (26年度)	50件 (28~32年度累計)
産業廃棄物優良認定業者数	優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づき、県知事又は富山市長が認定する県内の産業廃棄物優良認定業者の数	収集運搬: 8件 処 分:10件 (26年度)	収集運搬:15件 処 分:15件 [+60%]
人材育成講座の修了者数	次世代環境産業を担う人材育成に係る講座の修了者数	0人 (26年度)	50人 (28~32年度累計)

(5) 低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(32年度)
ごみ発電施設で処理されたごみの割合	焼却されたごみのうち、発電設備が設置された焼却施設で処理されたものの割合	60% (25年度)	80%
ごみ発電施設での発電量	発電設備が設置されたごみ焼却施設(市町村設置)での発電量	93GWh (25年度)	140GWh
廃棄物エネルギー導入・低炭素化施設数	廃棄物由来の熱回収施設及び燃料(ペレット等)製造施設の数	20施設 (26年度)	25施設 [+25%]



